

第五回国会 衆議院 水産委員会 議 録 第二十七号

(三三三)

昭和二十四年九月十二日(月曜日)

午前十時五十九分開議

出席委員

委員長 石原 圓吉君

理事小高 嘉郎君 理事鈴木 善幸君

理事玉置 信一君 理事松田 鐵藏君

理事佐竹 新市君 理事林 好次君

理事砂間 一良君 理事小松 勇次君

川端 佳夫君 川村善八郎君

田口長治郎君 富永格五郎君

夏堀源三郎君 西村 久之君

長谷川四郎君 奥村又十郎君

出席國務大臣

國務大臣 青木 孝義君

委員外の出席者

總理府事務官 田中 覺君

水産庁長官 飯山 太平君

農林事務官 久宗 高君

農林事務官 松元 威雄君

農林技官 石川 東吾君

通商産業事務官 佐橋 滋君

専門員 小安 正三君

専門員 齋藤 一郎君

本日の會議に付した事件

漁業法案

漁業法施行法案

水産物集荷配給に関する件

水産資材に関する件

○石原委員長 これより會議を開きます。

前會に引續き漁業法案の審議に移ります。それに先だちまして御報告があります。青森縣魚類積取船團より電報であります。「水産用資材補給金の打

切りは、水産業はもちろん、運搬船としても重大なる打撃を受け、水産物と陸揚物との値幅少き折柄操業不能となり、業者の死活問題である。打切り絶

對反對す。あくまで御盡力を願う。青森縣魚類積取船團」以上であります。

次に生活物資局食品課長が御出席でありますから、この場合、最近の生鮮水産物全般にわたる統制の問題につき

まして、安定本部としての現在の事情、御方針等の御説明を求めます。

○田中説明員 私經濟安定本部の食品課長をしております田中でございます。

ただいま委員長から御指名がございましたので、簡単に水産物統制の撤

廢ないしは改善の問題に関する現在までの経緯について御報告申し上げます。

すでに前回の委員会におきまして一應の御報告をいたしたことがござい

ますので、その後の情勢を主としてここに御報告申し上げます。ことにいたし

たいと思います。御承知のように、水産物の統制改善の案を國會方面等の御

要望もあわせ考えまして、政府におい

て立案をいたしました。関係方面と折

衝を続けておつたのでございますが、

その折衝が非常に手間どりまして、約

四箇月も要して、最近になつてようやく

関係方面の了解がとれるというよう

な段階に入つたのであります。しかる

に一方今年度の予算の緊縮方針により

まして、補給金の撤廃問題が新しく登

場して参りました。その補給金の大体

の始末のつけ方が、一應補給金は全面

的にはまずというような意見が閣議、

ことに大藏省方面で強く主張せられて

参りました関係上、この統制改善案を

立案いたしましたわれ／＼といたしま

しては、もし補給金が現在の情勢のよ

うにはずれた場合に、はたして水産物

統制が現在の考え方であるまま実行で

きるかどうかという点について、若干

疑問を持つ点もあるわけでありませ

う。特に補給金をはずした場合に、お

そらく資材の値上げとなり、従つてそ

れは魚價を値上げしなければ、漁業經

営の採算が引合わないということにな

るわけでありませう。従いましてその魚

價を上げるということが結局今の購買

力の減退、ことに有効需要の減退しつ

つある現状において、はたして可能であ

るかどうか、もしそれができないとす

れば、それは結局漁業経営に負担がか

かるというやうなことになる。その結果として、現在の考え方による水産物の統制を続けることがはたしてできるかどうかという点に一抹の疑問も持ちます。また國會方面その他漁業団体等のい／＼御要望もござい

ますので、実はわれ／＼としては、今までの改善案を関係方面と折衝して参つたので、これが関係方面の了解するところになれば、当然に実施をしなければならぬわけではありますけれども、新しい補給金問題の登場によつて、この統制改善案を実行すること

に、実は躊躇をするということを中心として、関係方面に意見具申をいたしましたのであります。ところがそれに対して関係方面の考え方は、補給金撤廃の問題と水産物統制の問題とは全然別個である。ことに水産物の統制をはずすという問題は、現在の情勢から見れば困難であるということを中心としておるの

であります。その理由とするところは、先般の御報告のときにも申し上げましたが、本年の四月野菜の統制を撤廃いたしましたけれども、その後の野菜の價格の動きは、関係方面で期待しておつたやうな動きをしてもらない。すなわち予想外に高い價格を續けておるのであつて、野菜の統制をはずしたことは成功とは考えてもらないとい

單に事務的な一つの改善だという建前をとることにいたしました。現在の水産物の配給統制規則、加工水産物の配給統制規則、この二つのものをそのまま存置いたしまして、その両者を、先般來議論をいたしておりました一本の統制規則の案に盛つておりました内容で改正をするということと、当面の事態を收拾したらどうか。そして水産物の撤廃問題のきまつたことにあらためて考え直すということに一應いたしまして、ただいま水産庁の方で具体的に條文の修正案をもちまして、関係方面と折衝いたしておるような次第でございます。なお補給金撤廃の問題に關しましては、現在のところ決定を見ておられません。ただ情勢といたしましては撤廃をするということの方向が強いようでございます。私からとりあえずそれだけの御報告をいたしたいと思ひます。

○川村委員 水産物の統制の撤廃に於て、過般來われ／＼が委員長という方と協議した結果、改善案という方に持つて行つたことも、今御説明された通りであります。しかしどこまでも撤廃を根本精神として委員会が取上げましたけれども、関係方面では何ともしも了承してくださらないような空氣があつたので改善案を持つて行つた、こういうわけなのであります。しかし今回あなたの御説明によりますと、この補給金の問題に大分からんでおるようでありまして、補給金のあるなしにかかわらず統制というものは切り離して行かなければならぬ、私はこういう考えを持つておるのであります。なぜならば、補給金をもらわなければ漁業

が成り立たないという事は、理由もありましよう。私に言われしめすならば、今あなたが言われたように、魚價というものはもうこれ以上上りにつつたとしても、購買力その他いろいろの條件において、全般的に上るとは考えられませんか。しかし現実はどうなつておるかという、多いものは拒否されて、しかも統制品は特に拒否品で、九〇%まで拒否をされて、末端はどうかというマル公以上に賣られておるという現実であるので、こんな行き渡らないいわゆる実行の不可能な統制であれば撤廃をする。そういう一つの理由、それからもう一つは漁業が不漁の場合には何ら補償がない。しかも魚がない時分に高く賣るといふことができないならばまことにけつこうだけれども、それもできないという現実である。また價値のあるものでもマル公に押えられてわれ／＼が安く賣ることはできない。そうしたようなことを考えますときに、生産者のためにも消費者のためにもならない、ただ中間の商人の搾取によつて苦しむ統制であるならば撤廃しろ、こういうのがわれわれの統制撤廃の理由であります。しかし一面漁業者の漁業資材の補給金の問題になりますと、それは違つて、資材を多く使う定置漁業のごとき、あるいは機船底びき網のごとき、これらは成立たない。これは数字をあげれば長くなりましてから申しませんが、成立たない漁業がたくさん出て来る。資材をたくさん使わない漁業というものは、補給金をもらつてももらわなくても大して差がありません。しからば魚の價格を、今まで補給金をもらつておつたものを高くするか、これもできない、ま

た片方を安くすることもできない、こういうようにわれ／＼は考えるのであります。しからば補給金のないためにできない漁業というものは何十パーセントあるかという、おそらく全漁業の六割ないし七割くらいあるじやなからうか、そこでそうした六割も七割も日本の水産食糧をまかなうところの漁業が成立たないとなると、日本の食糧問題という大きな問題から考へて、どうしても漁業生産を増強するためには、資材の補給金を撤廃してはいかぬというのがわれ／＼の主張であり、ます。従つてわれ／＼は統制があるうがなからうが、漁業が成立たないために食糧問題に大きな影響をもたらすものであるから、この際補給金を出せといふのでありまして、統制の撤廃と補給金とからんであなたが御折衝なされたとすれば、それは大きな誤りであり、ます。しかしそれはあなたの方の考へでありますので、それをどうこうと言つてこの場合は申し上げませんが、でき得るだけ統制の撤廃といふものを切り離して、あなたが極力進行させていただくようお願いいたします次第であります。なお補給金の問題については、委員長初めその他の議員とともに、われ／＼が政府当局に當つて漁業の實體を話をして、そうしてぜひともこの際補給金を切らないといふふうにしたいと思つておるようなわけであり、ます。しかし補給金をいいたなくても、どうか統制の撤廃だけは一日も早く先ほど申し上げたような理由のもとに進まれんことを、特にこの際意見として申し上げておく次第であります。

○松田委員 九原則の実行にあつて今年度の予算は画期的の予算を組まれたことであり、私どもは日本の經濟が現在のような統制經濟によるびつこになつておることを、一日も早く是正せんと念願しておるものであります。しかし第五國會においてわれ／＼がこの画期的な予算を樹立した直後においては、世の中の情勢はさほどまで変化を來しておらなかつたのであり、ます。その當時においても、われ／＼としては水産業におけるこのびつこな經濟組織による幾多の弊害を述べて、鮮魚の統制撤廃を論議したのであります。あの第五國會當時の經濟狀況と今日の狀況は、あなた方政府当局においてもよくおわかりのことと存するのであります。要するに現政府の施策がその緒について、今日はインフレの一時の停止を見たのであります。これが金詰りを來したゆゑであり、ここに初めて日本の自立經濟ができ上つて來たのであつて、もはや自由經濟をもつて行かなかつたならば、この狀況を克服することができないといふことをわれわれは考へて行かなければならぬのであります。しかしただいまのお話で、いろいろ御苦心なさつたことはよくわれ／＼も了承できますが、第五國會の当初において政府当局がとりました鮮魚の統制問題に大きな誤差があつたと、私はこれを指摘したのであります。補給金の問題はただいま川村議員からお話がありました、それとこれとは絶対に別問題であるといふことはよく御承願したいと同時に、要するにインフレ克服という實體をよく御認識なつたならば、經濟の常道化をはかるために当局はもう一度考慮する必要がある。しかしして現在の段階とい

たことであり、私どもは日本の經濟が高まらつておるといふことは、これは末端における實體であります。ただいま川村議員が言われたごとく、中間にある一部悪徳商人のなせる業であつて、鮮魚の實體に即してないことを、はつきりと私どもは証言できるのであります。しかもこの統制經濟によるありとあらゆる部面から、われ／＼が常に叫んでおる品質の粗悪なものが市場に出ておるのであります。これらを改善し、すなわちまじめな經濟の立場に持つて行くことが、自由經濟以外に何もものないという結論がはつきり証明されるのであります。また一方に於いては、ありとあらゆる統制經濟の規則があるために、いかに犯罪者を出しておるかといふことも考へなければならぬし、また價格もわれ／＼の體驗から行けば、現在の實態から見ると統制經濟を撤廃したときにおいて必ずや價格は下るものである。私はこれを論拠づける資料を幾多持つておりますが、こうしたことによつてわれ／＼は統制經濟があるために、自分の創意くふうによつて漁業者の自立經濟を立て得ることができない実態になつてゐることを、もう一度よく調査を願ひたいと思ひます。第五國會の當時の世の中の經濟狀況と、今日の狀況の差をいさしく調査をして、一日も早く統制經濟の撤廃をしなかつたならば、と

通じて調査されておる公定價格よりも高まらつておるといふことは、これは末端における實體であります。ただいま川村議員が言われたごとく、中間にある一部悪徳商人のなせる業であつて、鮮魚の實體に即してないことを、はつきりと私どもは証言できるのであります。しかもこの統制經濟によるありとあらゆる部面から、われ／＼が常に叫んでおる品質の粗悪なものが市場に出ておるのであります。これらを改善し、すなわちまじめな經濟の立場に持つて行くことが、自由經濟以外に何もものないという結論がはつきり証明されるのであります。また一方に於いては、ありとあらゆる統制經濟の規則があるために、いかに犯罪者を出しておるかといふことも考へなければならぬし、また價格もわれ／＼の體驗から行けば、現在の實態から見ると統制經濟を撤廃したときにおいて必ずや價格は下るものである。私はこれを論拠づける資料を幾多持つておりますが、こうしたことによつてわれ／＼は統制經濟があるために、自分の創意くふうによつて漁業者の自立經濟を立て得ることができない実態になつてゐることを、もう一度よく調査を願ひたいと思ひます。第五國會の當時の世の中の經濟狀況と、今日の狀況の差をいさしく調査をして、一日も早く統制經濟の撤廃をしなかつたならば、と

あるう。つまりそれは漁業者みずからによる創意くふうによつて初めて鮮度のいいもの、そして品質のいいものによつて市場において價值づけられることによつてのみ、われ／＼漁業者の立つて行く道があるのだといふ

ことを、深く私は強調したいものである。一日も早くこの事態を調査されて、水産物の統制を撤廃せんことを要するものであります。このときにあつて、大臣は特に眞剣にかつていただきたい。またもう一つ付け加えて申し上げますが、農産物においても、今やいもであらうとあらゆるものに対し統制の撤廃、價格の撤廃を論議されておるときに、それよりもっと鮮度の一日も一時間も急速に保持されなければならぬ鮮魚において、ことさらにこの必要があるものでないか、この点を深く強調いたしまして、当局の参考に供したいと存するものであります。

○富永委員 たいまい川村委員並びに松田委員から、それ〴〵統制撤廃の一日も至急に実現していただきたいという意見が述べられたのであります。私も第五國會におきまして、水産物の統制につきましては、すでに小委員会を設けまして、慎重審議を重ねたものを、常任委員会の改善案として政府当局に提出してあつたのであります。しかるにその後政府当局におきましては、ただいまの御説明によつて承つたのであります。いろいろ苦心、検討をして關係方面に提案されているということであり、結果におきましては、いまだ何らその実施に移つていないといふことに相なります以上、してなかつたことと同じことに相なるのであります。今や前申しました両君の意見にもあります通り、食糧事情その他から勘案いたして判断いたしまするに、この場合水産物の統制は撤廃すべきであると考えざるを得ないのであります。

まして、委員長から、この点について委員諸君にお諮りを願ひたいのであります。なお特にこの場合申し上げておきたいと思ひますことは、先ほどの説明の中にもそう考えられる節が多々あつたのであります。政府当局は、ともすれば統制の撤廃と補給金問題を関連してお考えになつておるようであり、これは両委員からも述べられた通り、全然認識不足でありまして、統制を撤廃することと補給金問題とは別個の問題であります。しかも統制を撤廃することとは、何か生産者に有利なることであつて、生産者のためにしてやるのだというようなお考えがあると思へば、それもおおきな間違ひであることをはつきり指摘しておきたいのであります。ことに私も北海道の關係であります。北海道といたしましては、この場合統制を撤廃されることによつて生ずる混乱、犠牲の非常に少からざるものがあることをしるしは憂慮し、それに対するいろいろの面で対策を講じておることは事実であります。しかしながらそういう不便もあり、困難があり、犠牲があつても、すでにこれは統制撤廃をしなければならぬという段階に至つておると、生産者は考へておるのであります。むしろ日本自立の再建と食糧事情の諸点を考へました場合に、もはや水産物の統制撤廃は断行すべきである、しかもそれは生産者のためになるにあらざるして、また消費者の立場を考慮に入れて、どうしてもこうして行くことが現在の日本再建のために、食糧政策から見て必要である。こういう段階に立つてこれを私も主張しておるのであります。これを先般大藏大臣が臨

席をせられまして、補給金に關していろいろ意見を承つたのであります。私もあつくまでもこの補給金は水産物發展のためにお考へ願ひなければならぬ、しかしながらそれと関連性を持たずに統制はぜひ撤廃してもらいた、かように考へるのであります。私は水産物の集荷配給統制に關する小委員会の委員長として、責任をもつて動議を提出いたしたのであります。その動議をこの場合讀ましていただきます。〔決議、水産食糧の最近における生産、消費の現況にかんがみ政府はすみやかにこれに全面的統制撤廃を断行すべし、右決議する。〕以上であります。委員長におかれましては、これを常任委員諸君にお諮りを願ひます。

○砂間委員 ちよつと御質問を申し上げます。たいまいの御説明が、今度の統制改善案によりまして、魚類の生産者價格はどういうふうになるのか、現在のマル公をすえ置かれるのか、もつと漁民の生産費を償ふような意味で相当大幅に引上げるのか、あるいは反対に下げるのかということであり、これを田中説明員、現在のものをすえ置くという考へ方であり、

○鈴木(善)委員 水産物の統制の問題につきまして、今富永小委員長より動議の提出がありました。私も全面的に賛成であります。この機会に委員長より動議の採決をお願いいたします。〔決議、水産食糧の最近における生産、消費の現況にかんがみ政府はすみやかにこれに全面的統制撤廃を断行すべし、右決議する。〕以上であります。委員長におかれましては、これを常任委員諸君にお諮りを願ひます。

の現況にかんがみ政府はすみやかにこれが全面的統制撤廃を断行すべし、右決議する。〔動議の内容について意見があります。〕と云ふ者あり。〔賛成者起立〕

○石原委員長 多数賛成……それは何の採決ですか。動議を採決するかどうかについての採決ですか。討論をしないで採決することがあるか。と云ふ者あり……動議の通り決定いたしました。

で、そうしてその動議の内容につきまして質問を許し、それから討論を行つて採決するのが議事運営の規則だと思ふ。それを委員長は動議を採決するかどうかといふことをも諮らず、その動議の内容について質問、討論をも省略して、許さなくて、そうしてのみ、それもこつちやにして何の採決だかわからない。この法案について委員会が審議するかどうかの採決もやらない。そうしてその決議案の内容の可否を採決するといふこともやらない。じや一体これは何か。これでは全然私は議事規則の上から言ひましても無効だと思ふ。しかも意見があると言つて初めから手をあげて発言を求めておるのに、その方の発言は許さなくて、ほとんど民自党の諸君にばかり発言を許して、そうして一方的にやつてはまつた。こういう議事の運営というものはまつた横暴でありまして、そういうやり方によつては、決して十分なる今後の審議というものは期せられないと私は思ふ。さしあたり先ほどの決議案の採決につきまして、疑義がありますので、その点につきましては、委員長の方から十分ひとつ説明していただきたい。もしその説明が十分であるならば、私はこの緊急動議の問題につきまして、もう一べん審議し直していただきたい。

○石原委員長 富永君より動議がありまして、それに対する詳細なる説明がありました。〔動議を提出する説明はありましたが〕と云ふ者あり。その後砂間君より発言を求められて発言を許しまして、その次に鈴木君より動議を採決するの意義、内容の説明の意義が加えられて、即時決議をすることの動議があつたのであります。私は合理的で

あると思ひますから、何らあなたの御意見のような不都合な点がないと心得ます。(「異議なし」と呼ぶ者あり)

お諮りいたします。この決議案の取扱ひにつきまして、その方法等を委員長に御一任願ひたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○石原委員長 御異議なしと認めます。

〔発言する者あり〕

○石原委員長 私語を禁じます。

○石原委員長 質疑に入ります。この法案の第六章を全部一括して議に付します。御質疑を願ひます。

○砂間委員 たくさん質問がありますから、順次やつて行きます。まず第八十五條についてありますが、この三項二号に、学識経験ある者のうちから二名、公益代表として一名知事が選任するといふふなことになつておりますが、知事が一方的に天くだりの任命するといふふなことは、本法第一條の民主化という精神からしまして、まったく相反しておる。私どもも、いたしましては、こういう知事の天くだり任命といふようなことはやめまして、やはりこれは漁民の中から選挙によつて出す、こういう原則が貫かれなければならぬといふふに考えているわけですが、この点について、この当局的説明を求めます。

それからお開議いたしました。第五項の専門委員の選任についてありますが、これもやはり都道府県知事が学識経験のある者の中から選任するといふふな規定になつております。しかしこの専門委員は何も知事の諮問機

関ではないのでありまして、調整委員会の諮問機関でありますから、これは当然調整委員会が選任あるいは任命すべきものだといふふに考えるわけでありまして、この専門委員の任命を、知事が横の方からつてにきめるといふことは、法の精神からしてもたいへん矛盾しておる、また実際の運営から言ひましても妥当でないといふふに考えるわけでありまして、この点について、この当局的説明を求めます。

○久米説明員 ただいまの御質問であります。学識経験委員並びに公益代表委員につきましては選挙制をとれというお話でございます。しかしながらこれにつきましましては、学識経験委員の問題といひましては、漁場の総合的な利用といふ点からいたしまして、こまかい学問的な考え方といふものを、実際の漁民の経営と結び合せながらとめて行く必要があるわけでございます。従つてこの委員会におきましては、ただ漁民だけの経営の利害関係だけではないに、そうした技術的な関係も加えて行く必要がございますので、ここでは特に別に学識経験委員といふのを置いておるわけでありまして、そのこの選任方法につきましましては、そういう点を考慮いたしまして、知事が選任するといふことにいたしましたわけでございます。また公益を代表する委員といふのが入るわけでございますが、これは後に出て参ります土地または土地の定着物の使用関係なども入つて参りますので、その意味からも特に必要になるわけでありまして、いずれにいたしましても学識経験委員、公益委員といふのは教でこの委員会を支配することにはならないわけでありまして、

別の観点からさういふ方面の意見を代表して、委員会の決議に対して、さういふ方面からのバックをするといふことが趣旨なのであります。

次に専門委員の問題でございますが、やはりこの委員会は利益代表機関といふ形をとつておりません。特に業種の問題などにつきまして、専門委員の意見を聞く必要が出て来るわけでありまして、その場合の委員の問題にいたしましても、これは経営の利害関係といふよりは、むしろその業種についての深い学識経験が問題になるわけでありまして、その判定を知事がいたしまして選任するといふ方法をとつたわけでありまして、

○砂間委員 今の点についてであります。専門委員は委員会が任命してはなぜか悪いのですか。

○久米説明員 この専門委員の意見を聞きまします場合には、おそらく相当漁業種類の対立的な問題が起つて来る場合が多いのであります。またそれが地域的な対立を関連して持つておる場合が多いと思ふのであります。それでありますから、委員会においてそれを選任するといふ形をとります場合には、委員の構成がそのまゝこの委員の選任に対して影響を及ぼすことがあり得るといふことは、十分考えなければならぬ点でありますので、そこで都道府県知事が直接選任するといふ方法をとつたのであります。

○砂間委員 そうすると海区の調整委員会は利害関係者の集まりといふふうに見えらるるわけでありませんか。

○久米説明員 海区の委員会は、たびたびお話ししますように、さういふ利害関係者がうしろに選挙母体を持つて、その意思に従つて投票しなければならぬといふ形は適当でないといふことから、直接選挙にしているわけでありまして、しかしながらその中には当然にある業種、またある地域を代表する方が出て来るわけでありまして、それが特殊な問題、たとえばその中で定置とつりの問題を議論しよう、こつた場合に、その委員会の中で、それについてだれを選ぶかといふたような問題が出た場合には、問題が個別的になるので、その選任にあたつて、一方の業種の意見が強く反映してしまふといふ場合もあり得ると思ふのであります。ことに専門的にその問題を論議する、しかもその結果が他の業種にも非常に影響ありといふた場合に、さういふ形をとる危険性がありますので、この問題につきましましては、やはり網羅的に専門委員といふ形をとりますので、その意見を委員会に反映させる必要があると思ふので、委員会がこの問題を直接扱うのではなくて、都道府県知事が、たとえば定置の漁業関係といふことになれば、少くともどことどこといふふうな規定して、その定置の全体の利益が正当に反映されるような選任方法をとるのが、適当であらうと考えているのであります。

○砂間委員 ただいまの御説明を聞いておきますと、海区調整委員会の性格について、問うに落ちず、語るに落ちるといふふなことになるて行くと思ひます。先般来いろいろな調整上の諸問題につきまして、この海区調整委員会がやる、あらゆる問題を調整委員会へ持つて行つておつたのであります。この調整委員会こそほんとうに漁民の代表であり、公平に処理するものだといふふうな御説明なすつて来たのであります。ところが、この調整委員会の性格をお伺ひしますと、その背後に定置であるとか、いろいろな業種別の團體を選挙母体を持つていて、相当利害対立のある委員会の構成になつていてさういふに申されて、先般來の説明とそこ

に非常な矛盾を感じるわけでありまして、私どもとしましては、ただ漁民の中から一般的に調整委員を選挙するといふことになれば、当然さういふうな性格の委員会になるだらうといふことを予想して、だからこの階層別の委員を出すようにしようといふ主張をもつて、いろいろ意見を述べて来たのであります。今のような御説明であれば、なおさらのこと、階層別にこの委員の数を明確に規定して選挙する必要があると思ふわけでありまして、この階層別の選挙といふことについて、当局の御見解をお尋ねいたします。

○久米説明員 ただいま私の説明が、十分なために誤解を生じたと思ふのであります。委員会に出て来られる委員の中にはいろいろの方がおられますから、ある業種について十分に知識がないといふ場合もあり得るわけでありまして、そこで重要な事項につきましましては、専門の委員の方々の意見を聞いてみて、たとえば定置の方々はさういふ、その関係において小づりの方々はどう言ふ、こつた方々専門的な意見を聞いた上で判断するといふのがあとに來るわけでありまして、そこでその専門的な意見を吐く者について、それについて十分知らない方々がかりに選任するといふ形はいろいろの齟齬が起るから、そこで専門的な委員は

て、その意思に従つて投票しなければならぬといふ形は適当でないといふことから、直接選挙にしているわけでありまして、しかしながらその中には当然にある業種、またある地域を代表する方が出て来るわけでありまして、それが特殊な問題、たとえばその中で定置とつりの問題を議論しよう、こつた場合に、その委員会の中で、それについてだれを選ぶかといふたような問題が出た場合には、問題が個別的になるので、その選任にあたつて、一方の業種の意見が強く反映してしまふといふ場合もあり得ると思ふのであります。ことに専門的にその問題を論議する、しかもその結果が他の業種にも非常に影響ありといふた場合に、さういふ形をとる危険性がありますので、この問題につきましましては、やはり網羅的に専門委員といふ形をとりますので、その意見を委員会に反映させる必要があると思ふので、委員会がこの問題を直接扱うのではなくて、都道府県知事が、たとえば定置の漁業関係といふことになれば、少くともどことどこといふふうな規定して、その定置の全体の利益が正当に反映されるような選任方法をとるのが、適当であらうと考えているのであります。

都道府縣知事が選任する。そしてその専門的な意見を聞いてみて、これに對して漁民としての一般的な海区の常識から、これはこうであろうという判断を委員会において、こういう方式が適当であろうと思うのでございませう。

なおただいまそういうことであれば階層別の選挙が必要でないかというお話がございましたが、これにつきましては、前に委員会の性格そのものについてお話ししましたときにお答えしておきますので省略したいと思います。

○砂間委員 専門委員が調整委員会の諮問機関であり、補助機関であるならば、これは当然委員会が任命しなければならぬことだと思います。それを縁もゆかりもない——と言つたら少し言い過ぎかもしれませんが、知事が任命するというのはどうしても合点が行きません。しかしこれ以上申し上げますと意見になりますから、この点差控えておきます。

なお海区調整委員会についてであります。私が、私もといたしましては、市町村の調整委員会が必要であるということをごらねれば、述べて来たのですが、それが今度の法案には取入れられていない。いらないとしますならば、この海区調整委員会の人数を十名——そのうち漁民の代表は七名であるが、こういうふうに限定するということとは非常にまずい。たとえば漁業権についての現地懇談会なんかをやつた場合の漁民の意見としまして、どうしても各村から一名くらいずつの委員が出せるようなふうにしてもらいたいという要望が非常に強かつたのであります。ある場合には、やはりそ

ういうふうな考慮も必要になつて来る場合があると思います。そういういたしますと、十名の委員——そのうち漁民より選出する者は七名であります。これは少過ぎる。そこで私は、この委員会の人数をもつて弾力性を持たせまして、海区の情勢によりまして、ある場合には十名で足りる場合もありまして、ある場合には二十名ないしは三十名にあふやうなことができないというふうにした方が実情に適するのではないか。この海区の調整委員会というものは、今後の漁業権の調整を実際にやつて行く非常に重要な機関でありますから、そうしなければ運営がうまく行かないというふうなことを考へるわけでありまして、この委員の人数の点につきましても、もつとわくを廣げるなり、あるいはどこでもかしこでも十名というふうに限定しないで、もつと伸縮性を持たせ、弾力性を持たせるようなふうにする意思はないかどうかという点につきまして御質問いたします。

○久米説明員 ただいまの委員の数をもつとふやしたらどうか、またそれをもつと融通性のあるものにしたらどうかという御意見でございます。これについてはわれわれもいろいろ考へてみたのであります。今のふやしてくれという意見は、主として各部落から、あるいは各村から一人々々の代表を出しておきたいというふうな意見である場合が非常に多いと思うのであります。しかしながらよく考へてみますと、そういうふうな各村から一人々々出たといつたしまして、そしてある問題が出た、ことに部落の対立といつたような形で問題が出たという場合に、部落代表という形で出ておきますと、そ

の内容のいかんにかかわらず、ある部落は自分の部落の点だけ考へて、それについて投票しなければならぬという實際上の形になるわけでありまして、そういうことでは實際部落別に人を出したいと考へている漁民の方々の希望ともこの委員会の性格が実は食い違つておるわけでありまして、むしろ問題はそのような結果においてうしろに一つの選挙母体を持ち、その利益を代表して投票で数で決めるといつたような形では、漁業の問題は納まらないのではなからうか。單に業種の問題のみならず、あるいはそれこそ階層の問題も出て参ると思ひますので、むしろ問題は漁民の委員の数を比較的少くいたしまして、結局どちらの立場もとれない、結局公平なる判定者として、しかも非常に責任をもつてその問題について判断をしなければならぬという形に持つて行くのが、最も適當であろうという考へを考へまして、この数にいたしましたわけでありませう。

○砂間委員 いろいろの問題もありまして、第八十六條の選挙権及び被選挙権についてであります。一應ここにはこういふ規定がしてありますけれども、一年に九十日以上というふうな判定が、實際においては非常にむづかしい。この選挙資格及びこの選挙のやり方は、都道府縣の選挙管理委員会が管理するということが第八十八條に規定されてあるのがありますが、都道府縣の選挙管理委員会というのは、一般の漁民でない、ほかの方の農民

や労働者や、いろいろ人たちの選挙の方も、一般の選挙をも扱つて行く機関でありますから、特に漁業のことに精通しておるというわけではないと思ひます。その一般の都道府縣の選挙管理委員会に管理させましても、なか／＼うまく行かない点が出て来るのではなからうか。このことはすでに漁業協同組合の設立や、あるいはその役員選挙の選挙と、今現に申し上げておられますが、非常にインテリゲンチヤなためがたくさん起つて来ておるのであります。先般も勝浦の協同組合のことなんかにつきましても、これは江ノ島の漁業協同組合の選挙についても同様であります。あるいは三重縣の九鬼の協同組合の設立や、その役員選挙の過程を見ても同様でありまして、九鬼の場合におきましても、江ノ島の場合におきましても、非漁民の連中が正式会員としてず／＼しく入つて来て、そうして幹部になつておるといふような実例があるのであります。また九鬼の協同組合の役員選挙の事情などを見ますと、旧漁業会の幹部がその選挙の行われる場合に、寺かどこかに寄りまして、今度の協同組合の幹部には旧漁業会の幹部が全部出ようじやないかという陰謀をたくらみまして、そうして總會の日にはみなでやつて来て、ごそつと漁業会の幹部がそのまま協同組合の幹部になつて出ておる。こういうような実情もあるのです。従つてこういうふうな規定を十六條や八十八條に一般的規定をしておるだけでは不十分であります。そういうボス連中がやはり重要な海区の調整委員会の中に割込んで来まして、

や労働者や、いろいろ人たちの選挙の方も、一般の選挙をも扱つて行く機関でありますから、特に漁業のことに精通しておるというわけではないと思ひます。その一般の都道府縣の選挙管理委員会に管理させましても、なか／＼うまく行かない点が出て来るのではなからうか。このことはすでに漁業協同組合の設立や、あるいはその役員選挙の選挙と、今現に申し上げておられますが、非常にインテリゲンチヤなためがたくさん起つて来ておるのであります。先般も勝浦の協同組合のことなんかにつきましても、これは江ノ島の漁業協同組合の選挙についても同様であります。あるいは三重縣の九鬼の協同組合の設立や、その役員選挙の過程を見ても同様でありまして、九鬼の場合におきましても、江ノ島の場合におきましても、非漁民の連中が正式会員としてず／＼しく入つて来て、そうして幹部になつておるといふような実例があるのであります。また九鬼の協同組合の役員選挙の事情などを見ますと、旧漁業会の幹部がその選挙の行われる場合に、寺かどこかに寄りまして、今度の協同組合の幹部には旧漁業会の幹部が全部出ようじやないかという陰謀をたくらみまして、そうして總會の日にはみなでやつて来て、ごそつと漁業会の幹部がそのまま協同組合の幹部になつて出ておる。こういうような実情もあるのです。従つてこういうふうな規定を十六條や八十八條に一般的規定をしておるだけでは不十分であります。そういうボス連中がやはり重要な海区の調整委員会の中に割込んで来まして、

そうして漁業権の行使や配分について、いろいろ／＼なえこひいきな、自分の都合のいいやうなことをやる危険性が多分に出て来るのでありますから、この点についてもう少し詳しく規定する必要があるのではないかと、うう／＼考へるわけでありませう。今申しましたやうな不純な、選挙資格のない者が入つて来て役員につくというやうなことを防ぐには、一体どういふやうな具体的な考へを持つておられるのか、その点について納得の行くやうな御説明を承りたいと思ひます。

○久米説明員 選挙資格でございますが、農地のようには明確に規定し得ないという点でここに從事日数ということが出て来るわけでありませうが、この判定はきわめてむづかしいわけでありませう。しかしながら實際問題といたしましては、もちろん法律上は都道府縣の選挙管理委員会が市町村の選挙管理委員会を指導しながら、この問題の処理するわけでありませう。しかしその場合に、おつしやる通り漁業について詳しいものではないし、客観的にすぐある帳簿によるものでもあり得ないわけでありませう。結局はその漁業協同組合とか漁民の団体とも連絡をとりまして、漁民の一般的な常識に訴へまして、あるいはそこに具体的審査委員会というものを、法制的な形でないにしても、内部でそういうたのめをつくるか、そういう方法によつてこれが固まつて来るのであります。それによつてその土地における漁民の一般的な常識によりまして、ただいまおつしやいましたやうな全然無資格者が入つて来るといふことは排除されて行くであらうと思つております。つまりそ

いつたような問題は漁民がみずからの力で処理すべき問題だろう、こう考えるのであります。

○砂間委員 もしインチキな選挙が行われて、おかしい連中が出て来たり、あるいは不正な選挙が行われた場合におきましては、監督官庁はどういう措置をとられるか。これは単に漁業調整委員の選挙ばかりではないのであります。現在、現在の協同組合なんかで行われているあの設立過程を見ましても、あるいはインチキなやり方で出て来た場合において、監督官庁はどういう措置をとられるかという点について、責任ある明言をお願いしたいと思ひます。

それから次に第四節の中央漁業調整審議会についてであります。第百十三條の第四項に「委員は、主務大臣の申出により、内閣総理大臣が命ずる。」という規定がありますが、この中央漁業調整審議会というのは非常に重要な機関であります。そういうように総理大臣が天くだりのかつてに任命するということは、漁村の民主化という根本精神にまったく相反する。これもやはり選挙制によるべきだと思ひわけありますが、この点についての御説明を求めます。

なお第五節雑則の第百十八條漁業調整委員会の費用の点についてであります。これは調整委員会の一般的な費用は別として、委員の手当と申しますか、生活保障の点についてであります。この点については、先般川村委員からもいろいろ御意見がありました。私はまづたくそれと同様の考えを持っておりますのであります。これをほんとうに零細漁民が代表となつて

出て調整委員の仕事をする場合には、どうしても生活の保障がなければできないのです。だからこの費用は調整委員の生活保障ということをして、十分國費をもつてめんどう見てもらいたい。それがなければいくら選挙権、被選挙権を名目上與えられてみましても、朝から晩まで沖に出なければ飯が食えないという人たちは出ることができないのです。この点についてこれは要望になるかも知れませんが、調整委員の生活保障ということを明確に規定していただきたい。その点についての当局の考えをお聞きしたいと思います。

○久米委員 第一の御質問の、選挙について、違法の問題があつた場合はどうかというお話であります。違法の問題はそれ、責任官庁がその段階に應じて処理すべきものだと思ひます。

第二に中央漁業調整審議会の問題であります。これは中央農地委員会の例になつたわけでありまして、中央漁業調整審議会の性質上、一應これいいのではないかとふうに考えておるわけでありまして。

また第三の費用の点であります。これで委員の生活保障を考へるといふお話であります。これは私もこの委員会の性格上、委員の手当その他につきましては、特に実際に働いておられるような漁民の方々に比べてたいという点からも、特別な考慮を拂うように再々関係者に対して強く要望し、また始終それと争つておるわけでありまして、たゞ／＼お話ししますように、他の委員会との振合いその他の関係がありまして、特別に生活が完全に保障できるような形にまでは至つ

ておらないのであります。この点につきましては、予算その他の審議を通じまして、ぜひこれをもつと増額し得るよう私の方からも特別に願ひしたいわけでありまして。

○奥村(又)委員 議事進行について。先ほどの統制撤廃についての砂間君の発言について、委員長いささか不親切なところがあつたように私は感ぜられます。それと差引するつもりかも知れませんが、私の緊急動議についてこれまた不親切でありましたのは遺憾であります。今後御注意を願ひます。この漁業法の審議についてだん／＼と日が延びておりますが、委員長のお考えを一言承つておきたいと思ひます。現在國會は閉会中であつて、われ／＼継続審議であるから、こゝして出ておるのであります。災害委員会とか、いろいろ／＼ほかにも委員会ができて来たり、あるいはまた家庭の事情上から近いうちに帰らなければならぬ人も出て来ると思ふのであります。いままだ修正案その他について正式な何の相談もできておりません。この漁業法案をのむという考えは、おそろくこの委員の中で一人もなからうと思ふのであります。従つて修正案をつくるについては、もうすでに相当われわれ用意をせなければならぬと思ふのであります。この審議は審議として、別に修正案のための小委員会でもつくつて、これは夜を日に次いで早く準備を進めたいと思ふのであります。なおまたその修正案を通過させるについては、よほどの努力が必要と思ふが、これに對していかなる構想でこれをやつて行くか。これらのことについて、もう少し委員長のお腹を開いておきま

せんと、この質疑だけではどうも物足りないように思ひますので、一應委員長の御意見を承ておきたいと思ひます。

○石原委員 委員長は第六章までやつと済んだのであります。御承知のように、今日の午前中は砂間委員に全部時間をとられたようなわけでありまして、あと七章以下が残つておるのであります。これだけではどうしても逐條的に片づけて行かなければ、その次には移れないのでありますから、せいぜいどうぞ御勉強の上……

○奥村委員 この逐條審議は、委員の質問があればむげにこれを押えるわけにも行かぬので、場合によつてはまた一日も延びるかも知れぬ。それはそれとして、別に小委員でもあけて修正案の準備をしたらどうかと思ひます。

○石原委員 承つておきます。

○奥村委員 委員長のお考えを聞きたいのですが……

○石原委員 承つておくのです。意見を申し上げる限りではありません。またこの質疑をあと七章から十章まで全部終了するまでは私の意見は申し上げられないのです。

○川村委員 ただいまの奥村君の御意見もこもつともあります。一應われわれは逐條審議を一通りしなければなりません。しかしながら各委員とも相當の意見を持つておるようでありまして、このままで行けば、もう三日くらいいかからなければ全部を完了しないと私は考えます。だが、これを一日も早く完了して、ただいま奥村君が申されたような線に進むとするならば、大體各委員の意見を時間で制限するといふことは、これは諮らなければできな

いと思ひますが、一應皆さんに諮つて、一人一章について十分とか、あるいは五分とか質問をするようにして、理由は討論等で十分言い盡されることと思ひます。から、なるべく議事の進行をそういうふうにはかるように皆さんに諮つていただいた方がいと思ひますが、その点についてお諮り願ひします。

○石原委員 第六章に對しては質疑應答は終了……

○川村委員 第六章は五分間くらいいいのです。

○奥村委員 私は質疑はあります。石原委員はそれでは継続するより仕方がない。質疑があるのを中途でやめるわけには行きません。

○川村委員 ですから、今後委員の発言は十分とか五分とかに調整して行かぬと、きよ中になんかと思ひますが、その点を皆さんと相談されたいと思ひます。

○石原委員 その御意見があるならば、その動議を出していただいたら、それを採決します。委員長が独断でそういうことを制限すべきものでないと思ひます。

〔賛成と呼ぶ者あり〕

○石原委員 午前中はこれで休憩して、午後一時半より再開します。

午後零時二十五分休憩

午後一時五十九分開議

○石原委員長 午前に引続き漁業法案の審議に入ります。

お諮りします。第六章のうち審議未了の分並びに第七章、第八章、第九章、第十章の雜則、これを一括して議に付することに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○石原委員長 しかば一括して議に付します。

なお本日審議を終了したい見込みでありまして、それにつきましては、一人の御質問時間を五分以内にとどめていただきますと思いますが、いかがですか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○石原委員長 さよう決しました。富永君。

○富永委員 簡単に伺いますが、第八章の内水面漁業のところ、第三百三十條に内水面漁場管理委員会とありますが、この漁場管理という意義を明らかに御説明願いたいと思います。なお松元説明員の説明には、しばしば「漁場管理」という言葉を使っておるのですが、すでに逐條審議が済んでおるので、重複するようですが、実は関連しており、また、漁場管理という言葉の用い方でお伺いしておきたいのです。区画漁業の場合でも、やはり協同組合が漁場管理できるもの、そうでないもの、それから個人その他組合の権利となるもの、こういうふうな三つに説明しておりますが、それは一体どういう理由によつてこういう区別が生ずるのか。漁場管理という言葉に関連して、以上お伺いいたします。

○松元説明員 漁場管理と申しますのは、漁場の使い方をどうきめて行く

か、そのきめ方でございます。この場合、これは実は少し字句が悪いのでありまして、漁場と申しますのは、この法律内では、内水面漁場管理委員会、これを除きましては、すべて現行法の漁業権のある漁場を意味しておるわけでありまして、なお今まで私の説明申しばしば「漁場管理」という言葉を使ひましたのは、実はこの法律で使つておりました漁場より少しラフに使つたわけでありまして、ほんとうは、その場合使つた漁場という意味は、漁業権の漁場の意味ではなくして、もう少し廣い意味の水面というわけでありまして、水面管理と言へばもっと正確かもしれません。水面と申しますと正確かもしれません。水面を漁業に限定いたしましたので水面を漁業に限定いたしましたので水面と少し説明はラフでございますが、使つたわけでありまして、この内水面漁場管理委員会というものは、ほんとうはこれも字句が悪いので、これは内水面において水産動植物の採捕または養殖をいたしました——業としてではなく、採捕または養殖を致しますのを含めまして、河川の使い方をどうきめようか、その場合漁業つまり業として致しますものだけに限りません。それ以外のものがございまして、漁業管理委員会とは言えなかつた。従つて少し不正確とは思つたのでありますが、漁場管理委員会という用語を用いたわけでございます。

○松田委員 第七章土地及び土地の定着物の使用というの、第二百二十條から二百二十四條までに関連されておるようでありまして、「漁業者、漁業協同組合又は漁業協同組合連合会は、左に掲げる目的のために必要があるときは、

都道府県知事の許可を受けて、他人の土地を使用し、又は立木竹若しくは土石の除去を制限することが出来る。」二十一條にはこれをまた使ひ道を書かれたおつて、二十二條には「又は支障となる木竹を伐採し、その他障害物を除去することが出来る。」條文にはこういうふうに書かれてあるが、もしこれを悪用されることがあつた場合はどうするか。この問題は、現在の方位といふものがはつきり固定してあるものであつて、それにその方位はいつでも標識がはつきりなつておるはずである。ところが將來免許をする場合において、この法を悪用する憂へはないか、こういう点が多分にこの点に対しては疑義が生ずるではないか、これはどういふ見解を持っておられますか。

○松元説明員 ただいまの御質問まことにござつてもございまして、実はこれは二百二十條から二百二十六條まで関連いたしましたので、すべて他人の土地であるいは土地の定着物に対してある程度の制限を加える行為でございます。従つて悪用の危険がないかと言われますと、その点につきましては一應知事の許可制を布いておるのでありまして、許可制で制限して行きたい、こう考へておる次第であります。

○玉置委員 私今今の第七章の、ただいま松田委員から質問されたことに関連いたしましたので、この免許漁業の場合には、協同組合漁業でもそうであります。特に定置の場合においては、岡場所がなくは漁業経営が成り立たぬ。ところが岡場所を所有しておるものがたゞ、その免許を得られぬ場合に、土地の使用を拒否したという場合に、民法上の所有権との関係がどうなるか。もう一つは、第六章の中の海区

の関係において、北海道の場合は町村単位に一應基本的な海区ができるわけですが、その中で漁業組合が二つがきつた。甲の漁業組合の会員は、従来乙の漁業組合の地先で仕事をしておつたところが二つにわかれて甲に行つたために、今度仕事をすることになります。乙の部面に進出しなければならぬという場合に、乙がそれを拒否するといふような場合も出て来るわけですが、当然そこで調整委員会の調整によつて解決されることでありまして、そうした場合の関係について伺いたい。

○松元説明員 ただいまの御質問で定置漁業の経営には岡場所が必要である。にもかかわらず、岡場所を所有しておる者が使用を拒んだらどうなるか、同様な場合が協同組合を分離した場合起り得るわけでありまして、この場合所有権は依然としてその所有者にあるわけでありまして、この法律ではそれに対して使用権の設定を認めまして、つまり使わせてもらふ、そういう措置を講じておるわけでありまして、所有権までは移せない。土地収用法などでは土地の収用まで規定いたしておりますが、これは所有権を侵さない。ただ必要な限度で使用权を認めるということにいたしましたわけでありまして、○玉置委員 使用权はもちろんこの法で規定されているのですが、どうして本人が拒否して應じないという場合にたとへば鉄道なんか敷く場合に、土地収用法を適用してやる場合が今まで往々にしてあつたのですが、この土地の使用の点に關してはそこまでこの法で実行できるかどうか、お伺いしたい。

○松元説明員 ただいまの説明によつてとポイントを狂わしたようでございまして、もし委員会が裁定いたしました使用権を設定したにも関わらず、向うが拒んだ場合は、これは委員会が裁定いたしますと使用権が設定されたことになるわけでありまして、従つてそれをもし拒んだ場合には、裁判所に訴へまして、裁判所の執行の手続をやつて行く。土地収用法で収用いたします場合も同様で、一應収用いたしましたも起り得るわけであつて、あとは裁判所の手続になるわけでございます。

○川村委員 第八十四條、五條、六條に調整委員会等の委員の選挙のことが書いてございまして、方法はまた別に書かれておりますけれども、たゞ選挙があると思ひますが、この選挙費用はどこで持つか。いわゆる管理委員会の選挙費用はどこで持つか、それが第一点。それから第八十六條に「特定の漁業につき、前項の漁業者又は漁業従事者の範囲を拡張し、又は限定することが出来る。」となつておりますが、特定の漁業とはどういうものかという点。それから第九十五條には、都道府県の議員は委員を兼ねることができない。こうなつておりますが、その理由は何か。それから次に中央漁業審議会の委員は何ら制限がないようでありまして、——いわゆる公職者の制限がないようでありまして、都道府県議員が兼ねることが出来るか、できないか。それから第三百三十一條の第二項に「漁業を営む者を代表する」と認められる者、「水産動植物の採捕をする者を代表する」と認められる者、と、非常にあいまいですが、この判定はだれがするのであるか。

大体以上のことについてお答え願います。

○松元説明員 選挙費用の御説明は久宗説明員から説明いたします。他の御質問中、特定の漁業と申しますのは、特にこれといつて今予定いたしましたおるものではないのであります。これは漁業種類ごとに、こういう意味でございまして。たとえて申しますと、北海道におきましては、いかつりはた屋も学校が先生も行く、そういう場合、日数が九十日を越えても選挙権は認めないという考えで、漁業種類ごとに選挙権を廣げたり縮めたりする、こういう意味でございまして。それから第九十五條の都道府県議員の兼職の禁止であります。これは立法と行政の分離という意味でございまして、これは農地調整法の第四十三條の三にも同様の規定がございまして、縣會議員は一應縣内の立法の任に當る、それでこの海区委員会は縣の仕事でありますから、行政と立法を分離する、こういう思想でございまして。従つて中央審議會につきましては、中央審議會は國全般のことを審議いたす、それに対して縣會議員は縣内の立法でございまして縣會議員は縣議員と審議會の委員の兼職はもちろんさしつかえありません。それから第三十一條の第二項の「漁業を営む者を代表する」と認められる者以下「認められる者」という御質問でございまして、これは一應知事が責任をもつて認定いたす、かように考えております。

○久宗説明員 第一の選挙の費用の問題でございまして、これにつきましては、本来ならば全國選挙管理委員會の方で予算をとるのがほんとうかと思つて、これを水産廳の予算としてとりまして、それを向うにお渡しするといふ形になつております。

○川村委員 では大体第三十一條は知事が認定するといふふうになつておりますが、立案者はそういう心立で立案したのですか、またそれは知事がやれるのだという精神のもとにあなたが立案されたのか、この点伺ひます。

○松元説明員 この文章を書きました当事者といつしましては、知事に認定権がある法律上そういうふうな解釈するつもりで書いたわけであります。もちろんはたしてこれでいいかどうか、いろいろ問題がございまして、選挙制にしたかどうかというふうな意見がありまして、どういふふうな選挙をやつたらいいか、なか／＼技術的にむづかしいといふので一應知事にまかせるといふふうで考えたわけであります。

○川村委員 それでは私の質問はこれで終りました。

○奥村委員 第二百二十七條によつて内水面の漁業は區画漁業以外の漁業は免許をしないといふことになつておりますが、そうなりますと、従来やつていた區画漁業以外の何と申しますかえりやな類などの漁業は認めないことになるわけでありまして、これは全國的に相當の法案に反対の空氣が強いのであります。それでこれらの漁業が大体どのくらいこの法案実施によつて整理になるか、お見通しをお伺ひしたい。

○松元説明員 ただいまの御質問中えりやな類はどうなるかという御質問でございまして、これはこの法律によりまして、免許はできない。従つて許可制にする予定でございまして。数を減らすといふことは別に考えておりません。漁業権とするのはありませんで、許可漁業とするといふつもりでございまして。

○奥村委員 同じ條文の中で、「湖沼においては、共同漁業の免許をすることが出来る」とあるのですが、この共同漁業の問題については、やはりほかの規定と同じように、協同組合に持たせるということになるのですか。

○松元説明員 御質問の通り協同組合にしか適格性はございません。

○奥村委員 第八十八條、漁業調整委員會の費用は、免許料、許可料の中に含まれるその金額をもつて一應調整委員會が運用されるような規定になつてゐるわけですが、こういう委員會の費用を免許料、許可料などの形でもつて國が取上げることは、この漁業法の規定以外に、ほかになにか例があつたら参考のためにお尋ねしておきたいと思つてます。

○久宗説明員 そういう例はございません。

○奥村委員 第九九條に瀬戸内海の海面を規定してあるのですが、この規定した第二項の「一、和歌山縣紀伊の御岬」云々との規定が、これに對して和歌山縣方面から非常な反對があるのです。私もまたその土地の實情を調べて見ますと、この區域を入るつてやなしに、もつと大阪灣の方へ入つて、今のこの規定の區域はむしろ瀬戸内海の區域からはずして行つた方が実情に沿うじやないかと考えるのです。政府御當局の御意見を承りたい。

○久宗説明員 この問題につきましては、和歌山縣並びに徳島縣から再々陳情その他があるわけでありまして。しかしながら私どもの考え方では、ここで問題になつております海域につきましては、瀬戸内海の資源とも非常に關係が濃厚であるといふ点と、さらに入会關係も複雑な關係を持つてゐるのであります。それでこれを管轄外といふふうにしたことは、漁業の調整上いろいろ支障があるといふ考え方を持つておられますので、従来の瀬戸内海と同じ區域にしておるわけでございまして。しかしながら實態を伺つてみますと、そこが内海性ではなくて外洋性を帯びて來るといふお話がありまして、確かにそういう部分があるわけでございまして。しかしながら、さらによく調べてみますと、その外洋性を帯びますものが期間によつて相當移動があるといふことなのであります。これを制度的に規定したといふいたしますと、どうしても管轄権は一番先のところまで及ぶことになつておきます。その内部において規定の適用を季節的に移動させるといふたような措置が具体的にとらるべきではないか、こういうふうにお考えになりますので、規則からすつてかき除いてしまふといふ行き方はとらなからいと考えておるのでございまして。

○奥村委員 ただいまの御説明によりまして、そういうした手心を加えるといふお言葉がありました。その場合、瀬戸内海の統制に入れる場合は、瀬戸内海の連合海区調整委員會の決定に基く。その必要のない場合は海区調整委員會は独自に働く、こういう意味になるのであります。

○久宗説明員 そうではないのであります。瀬戸内海の中に含まれます

と、当然瀬戸内海の連合海区委員會の規制下に入るわけでありまして。また瀬戸内海の取締り規則の適用を受けるのでございまして、その際もちろん徳島及び岡山の両縣の海区の連合委員會ができて、この問題についていろいろ決定するといふことはできるのであります。しかしそれについて瀬戸内海の連合委員會の方からさらに別の指示がでた場合には、これと抵觸することはない、こういう規定になるわけ

でございまして。

○奥村委員 第八十五條調整委員會の中に、「學識経験がある者の中から」というふうになつておるのですが、學識のある者と経験のある者と、これははつきりわかれるはずであります。特に漁業においては、學識のある者必ず経験があるといふえぬ。むしろ學識のある者と経験のある者とははつきりわかれておる。従つてこの解釈がむづかしい。むしろ學識のある者から一人、経験のある者から一人、こういうふうにしてもらいたいといふ意見もあるのですが、この御解釈を願ひます。

○久宗説明員 この學識経験者といふ言葉は普通一本に使つておるわけにございまして。しつてこれを學識、経験とわけるようには、他の委員會においてもなつておりませんし、ここにおきましても別にこれとわけるといふことは考えておらないわけでございまして。

○玉置(信)委員 私は總括して當局にお伺ひしたいと思ひますが、瀬戸内海に事務局を置くことになつておりますが、その事務局の所在地を神戸とはつきりこれに指定してあります。これはどういふ關係で神戸を指定したのか。瀬戸内海的全海区をながめてみ

すと、事務の処理の点あるいは経費の節約の点等から考えて、むしろ岡山の方が近くてよいように思うのですが、これはどういうわけで特に神戸に最初から決定したのであるか。

第二点は、有明海も瀬戸内海同様、相当入り会つて複雑をきわめておる地域であります。あそこにはこれを置く意思がなくて置いてないのか、あるいはその他何かの事情で置かないことにしているのかどうか。

第三点は、第五國會においても私質問したのでありますが、新法の第二十八條相続人の問題であります。これは最初に相続人の適格性を欠くという場合の條件を先に伺つて、あとから本文についてさらに伺ひたいと思ひます。

○久松説明員 お答えいたします。第一の御質問で、瀬戸内海の調整事務局を神戸に置いた理由いかん。またなぜ神戸と法文中に書いたかというお話でございませう。これはもちろんこの最後の御決定は、國會においてしていただくことになるわけでありませう。最近のいろいろ立法によりまして、そういうような官廳を設けます場合の所在地につきまして、特にそれを法律中に書くという形になつておりますので、法案を出します際に、どこかを書かなければならぬのであります。そこで一應事務局といたしましてこれを書いたわけでございますが、その理由といたしまして、第一に御承知のように、瀬戸内海は非常に幅廣にわたりますので、紛争の渦中の縣をなるべく避けて、比較的中立的な立場の縣を選ぼうということ、まず第一に考えたわけでありませう。第二は交通上の問題でござ

います。これは單に瀬戸内海内部の距離から考えましても、地理的な距離ではなく集合の時間的な便利——あそこが交通網の關係から、特にそういうことが言えるわけでありませう。また同時に私どももいたしましては、水産庁との連絡ということも特に緊密に考えたし、またお集りになつた方々が、經濟中心地でありませう京阪神への連絡といたつたような意味も、仕事の關係上お持ちになつて來られるといつたようなことも考へて、これを選んだわけでありませう。またさらに實際これを運用することになりますと、その附屬のいろいろな施設といふものを、縣にいろいろごめいなく願わなければならぬ場合が多いと思ひますが、これにつきまして實際をやつていただけたら、いつか見込も必要だつたわけでありませう。ちやうど立案いたしました當時において、非常にその問題を具体的に考へざるを得ないという問題があつたわけでございます。また第四といたしましては、試験研究機關との關係、ここには試験場の分場があるわけでありませうが、こういうものとの関連も考へまして一應ここに書いたわけでございます。しかしながら繰返して申し上げますように、この最後の御決定は國會において當然他の條文とともにしていただくことになるわけでございます。

第三の問題は松元説明員の方からお答えしていただきたいと思います。

○松元説明員 相続人がいかなる場合に適格性がなくというところは、第十四條第一項に書いてございませう。通常の適格規定に照して判断いたしております。

○五置(信)委員 相続人が適格性を欠いた場合は、法によつて譲渡をせられることになるわけでございます。そうしますとその譲渡によつて補償料をもらへるから、あるいは生活上脅威を感じないのではないかと考へますが、え方も一應成り立つておりますが、しかしながら今日の情勢下において、いかなる漁場を持つておる者といひましたとしても、おそらく補償金が現金で、しかも一度に莫大なものがもらへる規定でもない、従つて相当生活に脅威を受けることになるわけでありませうが、これに対しては何らかの別箇な補償の制度を設けるべきではないか、かように考へるわけでありませう。農地調整法におきましても、かつて戦争中に息子の一人は教員になつておつた、その下の息子が親とともに農地を耕作しておつた、たゞ／＼それが召集を受けて不幸にして戦死をした、ところが今度の農地調整法において、その教員なる者がすぐやめるわけにいかないで、しばらく教員をやつておる間、これを賃貸して小作をさせておつたというところで全部取上げられた。教員は一

定の年限によつて、いわゆる停年制によつて退職しなければならぬことになつておるから、自分は元の百姓に帰つて農地をつくらうとしても、農地がないということでは、たとへば暮れておる者が全国各地に相当たくさんあつて、今これが社會問題となつておるわけでございますが、こういうような例もありまして、農地調整法におきましては、こうした面に対し何らかの法を改正して補償の制度を設けるべきではないかというので、議論が相當擡頭して來ておると聞いておるのでございませうが、漁業法についても、これに類似したような救済策を講ずべきであると思へるのですが、当局はこれに対していかなる考へを持っておりますかを、あらかじめ伺ひたいと思ひます。

○松元説明員 この漁業権の場合には、相続人が適格者でない場合は免許をいたさない、しかもこの適格性の理由を見ますと、漁業に關する法令の惡質な違反者であるとか、労働に關する法令の惡質な違反者でありますとかいう理由によつて、免許することが適當でないという場合でありますので、ただいまお話のたゞ／＼教員をして小作をさせたという場合に小作地が買収されてしまつたという場合は、實情が違ふのではないかと考へております。しかも相続人は被相続人と同一人格であるという理由で、漁業権の相続も認められるわけでございます。この場合合ももし相続人が資格者であつた場合は、本來は直ちに取消すのを、それをしばらく待つて、他の者に譲渡するのを認めようということにしておりませうので、それ以上國といたしまして救

濟といふことは別に考へていないわけでございます。

○五置(信)委員 本問題については、第五國會において藤田次長との間に相當詳しく質疑をかわしてございませうので、これ以上質問することを中止いたします。

○砂間委員 第十章の罰則の点について質問いたします。本法はいわゆる漁業の憲法であるといふふうに言われておりまして、いろいろ重要な規定を含んでおるのでありますが、この法律が実行されるかどうかといふことは、非常に重大な問題であると思ひます。ところがここに三年以下の懲役だとか二十万円以下の罰金とか、あるいはいろいろ百三十九條にも書いてあります。この罰金や懲役くらいでは今の密漁者は平氣であります。一番はなほだしいのは、犯人の所有し、または所持する漁獲物、製品漁船及び漁具の沒收というところであります。この百四十條の規定は「沒收することができ」ということになつておるのであります。「ことができる」というのはしない場合もある。一昨日も申し上げましたように、瀬戸内海の漁業取締規則などでは「沒收することを得」というようなことになつておるのであります。檢察廳では「することを得」だから、しなくともいいというので、みなごく輕い罰金でのがしてゐるというやうな実情でありますから、これを「沒收する」といふふうにはつきり言い切つた方がよくはないかと思ひますが、その点を第一に御質問いたします。

なおそれに關連いたしました、最近ことに終戦後機船底びきの密漁が非常に増加しておりますので、このことにつ

きましては先般来たたび／＼申しておる通りであります、それが沖の方でまたくめちやくちやな漁業をやつて、資源を枯渇しているというところが、沿岸の不漁の一番大きな原因になつておるのであります。ことに瀬戸内海及び有明海とか、鹿児島縣の方に置きましては、中國の領海から引揚げて来たたぐり船の密漁というものが実に頻繁でありまして、これについて効果あるような取締りをする必要があると思ひます。機船底つき網漁業取締規則及び瀬戸内海漁業取締規則を改正いたしまして、この罰則を強化し、ことに有明海のごとき内海にもその規則を適用するというふうなことについて、当局はそれを実行するかどうかを第二点として伺ひたい。

第三点といたしましては、これはちよつと本法には関係ありませんが、とにかく漁業の取締規則に關連して來ることでありまして、農林省は去る五月の四日に告示九十九号をもつて、七十七号のいわゆる制限区域の問題でありまして、それについて部分的な解除の告示をやつておるのであります。これは期間で申しますと五月一日から五月三十一日まで、九月一日から九月三十日までというふうになつておりますが、これはどういふ理由によつてこの告示を出したかというところをお伺ひしたい。そのお答えによつて、告示の点につきましてはあとでもう一点ちよつと簡単に再質問したいと思ひます。

○松元説明員 まず第一点の漁具を「没収することを得」では實際没収しないから、「没収する」とはつきり規定せよという御意見でございますが、この

没収と申しますのは、ここに書いてございませう、懲役または罰金という主刑に処せられた場合の附加刑といたしまして科するものでございませう。従つて法律といたしましては主刑の方も三年以下の懲役または二十万円以下といたしまして、裁判所の裁量権を認めておるにしかたならず、漁具の没収だけは必ず没収するといふのはいかがと思ひます。おつしやるような事情は運用の問題といたしまして、法律では「没収する」と規定したいと思つております。

それから第三点の告示の問題でございますが、実は私も担当の係でございますが、実は私も一度調査いたしましたから、お答えいたしたいと思ひます。

○久泉説明員 第二の御質問の点でございますが、底びきの取締りの問題並びに瀬戸内海あるいは有明海の問題、す特に取締りの問題、これが御質問の趣旨だと思つておりますが、現在の取締能力の問題、これもひとつ考慮に入れる必要があるわけであります。底びき全体の問題につきましては、当然この漁業調整の進捗に従ひまして、まずだれが見ましても客観的に取上げなければならぬ問題と考えるわけでございませうが、ただ、ただいまの有明海あるいは瀬戸内海について、ただちに規則を改正して取締りを強化するかどうかという問題につきましては、戦時中からのい／＼ないきさつその他もございまして、これを一律にある線を引くという場合に、現在の状態をそのままにしておきまして、ただちにそこに非常に厳格な取締りを実施するということは、い／＼問題があると思つております。従つてその規則の改正と

いう点からみ合ひまして、取締りの緩急を進めて参りますことが、そこにおける漁民のためにも必要ではないか。こういうふうな考へておりますので、いまだちにこれを改正いたしまして、しかもそれを厳格に実施するところまでは考へておらないのでございませう。

○砂岡委員 この漁業法が実施されましたのは、かりに臨時國會でこれが通過したといたしましても二年先でありませう。その二年の間に、この大きな漁船がめくらめつばうに荒らしまわつては、沿岸の漁民はつぶれてしまふ。ですからこの二年の間の取締りということも非常に重要でありますから、今政府及び行政官庁で監視船が少いとか、人手が足りないとかいふので能力がないといふのであるならば、むしろ漁民の自警船を認めてやりまして、これに油であるとかい／＼な資材や必要な資金を國の方から出してやる、そして漁民の民主的な取締りにまかせるというふうなことが非常に重要なことではないかと考へるのであります。この点についてもう一点お伺ひいたします。

それから告示九十九号は係でないからおわかりにならないというお話でありましたが、その内容をちよつと簡単に申しますと、東経百三十度から百三十三度くらいの間の区間を限つて、さつき申しました五月一日から五月三十一日までと九月一日から九月三十日まで、この間制限区域を解除することになつておるようであります。具体的に申し上げますと、土佐の陸奥岬から眞南へ下る線と佐賀縣の唐津から眞南へ下る線でありませう。これをこの期間解除されておるというので、底びき業者なんかがこの区域に出て行きまして、そうして非常な横暴な乱獲をやつておるのであります。のみならず業者の連中は、告示九十九号によりますと、七十七号の制限区域だけを解除するという事になつておるのであります。それが七十六号も同じく解除せられたというふうな口実のもとに、さらに廣範圍な所まで踏み込んで、実に横暴な乱獲をやつておるのであります。私どもとしては、何の理由によつてここのう／＼な解除をやつたか了解に苦しむのであります。御調査になりました責任ある明快な御答弁をお願いしたいということを希望的につけ加えておきます。

○久泉説明員 最初の御質問にありまして漁民の自治的な取締機關をつくれというお話でございますが、これを現在制度化する考へ方はもつておりませう。なお告示の問題につきましては、相当の課に連絡いたしまして、明日御説明させるようにいたしたいと思ひます。

○石原委員長 御質問ございませう。これで漁業法案は一應質疑を終了いたしましたから、御了承願ひます。

○石原委員長 次に漁業法施行法案を一括して議題にします。御質疑を願ひます。

○川村委員 一点だけお伺ひします。第十條の第三項に「前項の補償金額は、左の各号に掲げる額の範圍内において定める。一、昭和二十二年七月一日から昭和二十三年六月三十日まで（以下「基準年度」という。）」という字句があるのでありますが、前記たび／＼の御

説明では、一年間の基礎調査が最も正確な基礎調査である。従つてその当時のいわゆる賃賃料その他漁獲、あるいは魚價、あらゆる点を勘案した場合に、その基準年度をもつて補償するのが妥当である。こういう説明でありませうが、先ほども問題になりましたが、政府の腹を聞いてみましますと、漁業資材に關する補給金が、われ／＼が折衝しておる範圍であります。もう手一ぱいがんばつても今年一年でなかろうか、かように考へております。そうしますと、漁業といふものは大きな変革を來す場合も予想しなければなりません。この基準年度は大体あの終戦後の混亂がや／＼治まつて平常に服して、これならば漁業者が安心して漁業ができるという、あなたの方の考へも私たちの考へも、大体そこにおちついたのであります。ところが、本年すでに補給金の打切りということが目前に迫つて、今後の漁業経営が少くとも憂慮すべき事態となつて來たことは明らかであります。かような見地からして、昭和二十二年七月一日から二十三年の六月三十日までの基準年度を基礎としてい／＼の補償をするというところに、非常な疑義が出て参りますが、この点はあなたの方の考へとして、この基準年度で補償してやつても、將來漁業にい／＼な支障が來ないかどうか、い／＼の補償とそれから今度の免許の關係もありませうので、あなたの方の確信のある御答弁を願ひたいのであります。

○久泉説明員 ただいま補償の際の基準年度につきまして、ここのう／＼の基準をとるといふ場合に、これが免許料となつて漁業者の負担になつて來るわけでありませうが、それが見通しはどうかと

いかれている立場というものが、これであらうといつた問題に關連すると思うのであります。従つて施策はそういう角度から当然取上げなければならぬと思うのでありますが、この法案自体はついでに考へてみますが、そういう經營が非常に危機に瀕した場合、それにつきましては長期の見通しとしての漁業者の負担の問題にも触れておりますし、また個々の減免の問題にも触れておるわけであります、これ以上は法文中にさらにその漁業經營についての規定を盛るということはずかしからうと考えるのであります。また見通しといたしましては、これは今後の通貨あるいは物價の關係がどうなつて行くかという基本的な問題なので、一々事務当局から申し上げるのは、いろいろ問題があらうと思うのであります。起案者として考えておりますのは、も

○川村委員 今度の法案の全般に關しましては、これが問題となります。すなわち補償料と免許料が大きな問題となりますので、まだ十分に質疑をこらしたいのであります。しかしながら今安本長官も参つたようであり、ますから、私の重ねての質問は次会に譲ります。

○石原委員長 お話ります。ただいま青木安本長官がお見えになりました。なお通商産業繊維維局の綿業課長もお見えになりました。この際安本長官にお尋ねをいたしたいと思ひます。この問題につきましては、安本長官にお尋ねしたい要点は、統制撤廃に關することと、漁業用資材の補給金に關すること、この二点がおもなるものであります。どうかさよう御承知の上で御答弁願ひます。

したのであります。なおこの場合つけ加えて申し上げておきますことは、午前中にも申し上げたのであります。が、ともすれば政府当局におかれましては、あるいは統制撤廃と補給金の問題をからんでお考えになるように見受けられる点がないとは申されないのではありませんけれども、これは全然別個の問題でございます。補給金が削られる限りにおいては、日本の現在の水産業の繼續発展は非常に困難であるという点は、あくまで安本長官としては御認識を願わなければならぬ問題であります。もちろん水産業者といたしましては、統制を撤廃することが水産業者の利益であるからという観点に立つて、統制撤廃を私どもが申し上げておるのでは決してないのであります。私は北海道の關係の者でありますが、少くとも北海道に關しましては、統制を撤廃することによつて非常に大きな犠牲に到達することは疑うべくもないのでありますけれども、それはそれといたしまして、私どもは対策を講じてなおかつ消費者のために、また水産將來のために、日本自立經濟、食糧の事情を勘案して、統制撤廃をすることを決議し、かつ要望しておる次第でございます。従ひまして安本長官におかれましては、われ／＼の意のあるところを御了承くださいます、いかなる御認識を持つておられるか、またその統制撤廢の時機等につきまして、はつきりした御答弁を願ひたいと考えるので御質問申し上げたのであります。

○青木國務大臣　御承知の通り、私も皆さんと御同様に、党の政調会長當時から、魚等の統制についてすみやかに統制を撤廢すべしというような意見を

第一類第十二号 水産委員会議錄

第二十七号 昭和二十四年九月十二日

行くということは明瞭だと思います。ただその反面におきまして、日魯でもとか、日水であるとかああいふふうな勢力のある漁業の大資本家は、十分に対抗して行くことができると思うのであります。零細漁民はその反対の結果になる。但し今日の官僚統制がいろいろな面におきまして非常な不合理と大きな矛盾をはらんでいて、その弊害が至るところに出て来ているということは事実であります。今日の官僚統制を排除することにつきましては、もとより異存はないのであります。しかし一律に統制を撤廃するということにつきましては、私ども反対であります。むしろ統制は今後残しておく、残しておくけれども、それはこれまでのような官僚統制でなくて、もつと民主的な統制に切りかえなければならぬ。この民主的な統制の仕組みにつきましては、私は去る五月の第五國會におきまして、森農林大臣の出席しておるところでもる述べたのであります。今時間の関係もありますので重ねては申しませんが、会議録を讀んでいただければつきりわかる。たとえば價格の点にいたしましても、今ただちに統制を撤廃すれば、これは確かに松田委員が言われるように買いたたかれる。むしろ價格の統制なんか残しておいた方がよろしい。少くとも今の魚價は相当程度、生産費を償う程度に引上げる必要がある。一方において魚價を引上げるならば消費者が困るではないか。あるいは現在のように大衆の購買力が落ちてゐるときに、マル公でさえも九十パーセント割つてゐるような現状において、さらに賣れなくなるのではないかという意見を申される方もあるのではないかと。

ります。しかしそれは民自党の政策が、行政整理や企業整備によつて労働者を首切り、大量の失業者を出し、集中生産において中小産業者を破壊して行く、あるいは農民に対する天くんだり供出や過重な税金によつて、大衆生活を破壊して行く。そういう点からこの購買力の低下といふのが起つておるのであります。そのうちの方を改善するといふ問題とは、これは関連した問題ではありますけれども、別途に考慮さるべきである。少くとも魚價は今日不当に安い。他の独占價格に比べて、これは大幅に引上げる必要がある。ただ引上げるにいたしてもそれをいつも全國一律に、一年中固定しておくといふのではなくて、弾力性のある幅を持たせまゝに、出荷、供出あるいは配給の面におきましても、もつと民主的な統制に切りかえて行くといふことによつて、初めて零細漁民の生活というものが確保することができ、こう私どもは考へておるのであります。この点につきましても、おそらく安本長官などは別個の考へを持つておられると思ひますが、とにかく私どもの見解をここに一應明らかにしておきます。

それから補給金の問題についてであります。この補給金の問題につきましても、先般大蔵大臣が出席されましたときに、共産党の發言だけはさせてくれませんでしたので、簡単にここで触れてみたいと思ひます。なほ現在補給金をすぐ断たれまゝと、それがただちに資材の面に響いて、非常に漁業が困難になるということは明らかであります。しかし今出ている六十一億五千万円の補給金が、一体だ

れのところに行つてゐるか。この行き場を追究することが私は具体的に一番大切だと思ひます。一番もうけてゐるのはまず紡績、この連中が大半をふところにねじ込んでゐる。その次は製鋼業者である。これらの中間の連中が不当に利潤をむさぼる今日、率如として補給金を撤廃しますならば、この連中がただちに價格をつり上げて、自分の利潤の減つて行くだけのものを、價格をつり上げることにやつて埋め合せて行かうといふことになつて、漁民はその犠牲にされて行くわけでありまゝ。しかしもしここに政府が政治力をもちまして、この第一次製品、第二次製品の製造業者に對して、ある程度利潤を減らしても價格の騰貴を抑へるといふような策を講ずるならば、補給金はかりに半減いたしましても、必ずしも資材の價格はすぐ二倍に上るといふような結果は起らなくて済む、ここに問題があると思ひます。さうなら現在の貿易の実態を見ますと、はなはだしく不当な高價になつてゐる。もつと安い原綿を輸入するやうな手配をとるか、あるいはこの貿易の船舶についてであります。船舶の運賃も相当低減できると思ひます。

從つて輸入の原價を高くして、さうなら今日漁民の生活を圧迫してゐるのは單に資材の値上りという点だけではないのであります。單に金融の面だとか、あるいは税金の面だとか、あるいは食糧の配給が不足してゐるとか、いろいろの点があるものであります。そういう一面を改善して行く、つまり大衆課税を撤廃するとか、あるいは金融をもつと國家が低利資金で、あるいは無利息で潤沢に供給してやるとか、そ

れから漁船の建造だとか、あるいは加配米なんかも、必要なだけどん／＼出すといふことにするならば、補給金をたゞの打ち切りましても、十分生産は成り立つて行くといふふうに考へるわけでありまゝ。ただ松田委員の何でもかんでも統制を撤廃すれば、自由経済にすればよくなる。日本の資本主義は明治維新以來昭和何年まで自由主義によつて発展して行つたから、統制さえ撤廃すれば繁榮して行くといふことは、歴史にも經濟にも暗い……

金の問題が國家的な大きな見地から行きますと、打ち切るということが建前でなければならぬと私は考へております。すなわち國家の自立經濟という点から行きますと、國民全体の負担の軽減といふ点から行きますと、私はかように考へるのであります。しかし漁業は御承知の通り非常に特殊な關係がありまして、日本の現在の漁撈方法をもつてしては、また資材を今日まで輸入にまかななければならぬといふれば、この補給金を打ち切られまゝと、全然なり立たない。いわゆる漁業を廢業しなければならぬ。また船は鑿船をしなければならぬといふことが起きるのであります。すなわち資材を多く使うところの定置漁業のごとき、また機船底びき網のごとき、資材をよけい使つて、よけい魚をとらなければならぬといふ日本の漁撈の方法から行きますと、非常に大きな脅威が漁業者にあるのであります。從つてその六割以上は、漁業者が休業のやむなきに至ります。ならば、日本の食糧事情、特に蛋白質の食糧については、國民の榮養に支障ができる、かように私は考へるのであります。廣い地域にある國であります。動物性の蛋白質をとるのも簡単だと思ひますが、日本ではどうしても魚類の蛋白質によらなければならぬといふ現状からいたしまして、何としても漁業の特殊性を認めて、漁業の増産をはからなければ食糧問題は解決しないのであります。ところでどうぞどしく申し上げるまでもなく、その生産が減つた場合には、いわゆる食糧問題に大きな影響があり、また資材の價格をつり上げて、漁民にとつてはさうに魚價がそれだけつり上げられれば

○砂間委員　そういうようなことは、今日独占經濟の時代のそれは一つの幻想到にすぎない。今日のようにただちに統制を撤廃したならば、これは諸君が期待しておられるとは逆に、零細漁民がますます困難に追い詰められるといふことは、三箇月を待たずして實際の經驗が明らかに示すところである、こう考へておるわけでありまゝ。

○川村委員　私は簡単に補給金の問題と漁業資材の所管の問題について安本長官にお伺ひしたいと思ひます。安本長官は、安本長官が直接政調會長の時代から非常にお骨折を願つて、大体七十一億四千万円、そのうち眞に漁業資材にまわされてゐるのは六十億程度になつておるのであります。その補給金があつたために、今日漁業資材の額が減ぜられまして、われ／＼が漁業を續けて参つたのであります。もちろん水産物の統制あるいは鮮魚の統制の問題は実情と抵触する面もありまゝですが、それはそれといたしまして、補給金の問題のみを申し上げまゝと、この補給

そのバランスがとれますから、決して經營を休むことはないのではありませんけれども、現在の日本の國民經濟状態から行きますと、價格を上げて蛋白質の補給をした場合においては、經濟のバランスはとれない。言いかえれば買えない。極端に言うならば、それだけ國民に購買力がないのだ、こうしたような面から考へますと、私はたとえ統制を撤廃したところで價格が上るといふうなことは決して考へられまゝせん。生産漁業者の漁業經濟のバランスがとれないといふ点と、國民の生活のバランスがとれないといふ面から行きますと、どうしても漁業だけは特殊な扱いにしなければならぬ。すなわち言いかえれば、補給金をまだ持続しなければならぬといふことをこの際主張せざるを得ないのであります。もちろんこのことについては、先ほど安本長官とともに大蔵大臣に折衝を續けておつて、やや確保ができるやに言葉の上には現れておるのであります。われわれも少からずこれについて努力してゐるのでありますから、何としても昭和二十四年度だけは、ぜひとも補給金の獲得のために御盡力あらんことを、特にこの席上からお願いしておきます。またこの補給金と統制の問題については、形式上はもちろん安本長官の言われるように関連性はないのであります。が、實質はやはり伴うといふ見解もまたわれ／＼が持たないわけでもないのではありません。われわれは統制を解こうが解くまいが、先ほど申し上げましたやうな事情からせひとも補給金を獲得しなければならぬのでありますから、どうか一大決意を

もつて、農林大臣とともに御折衝あらんことを重ねてお願いする次第であります。なお漁業資材の行政の面、特にマニラ原料、それから綿糸、綿網の原料等の所管の問題でありますが、第五國會中の閣議におきましてこの所管についての問題が取り上げられて安本長官に一任されたというのを承りました。

○青木國務大臣 ただいま川村委員から御質問の点であります。これはこの間の國會の当時に、漁網等についての水産庁移管という問題で実は私に御依頼があつたのであります。ところがその後の経過におきまして、いろいろと商工省の方の御意見もまたこれに反対の意向が大分強くなりまして、ただいまのお言葉によりまして、私が全部引受けたように御了承のようでありましたが、実はその後の経過としてか、多少私に思い違ひがあるかもしれませう。しかし私の了解しております、あるいは私の記憶の上では、当時私にまかせるというのでありまして、そのようになつた話を進めて行つたところから、どうも農林大臣もなか／＼お譲りにならない、まかしたとおつしやらないから譲らないし、商工大臣の方もまかしたと言つておきながらどうもまかしたにたぬといふやうなことになるつて、私としてははなはだ皆さまに對して申訳ないといふやうに考へて、たびたび話してみたのですが、どうもまかしたと言つておりながらまかしたのではないといふやうな結果になつてしまつて、実はその後國會が一應終了したもので、そのままになつておるというところは、私も非常に遺憾に思つておりますので、ここでお話がございましたから、なおあらためてまた私から通産大臣及び農林大臣にもお話をいたす考へでございますが、どうもさうな経過でございます。あとはまたおれたちで決するのだといふやうな方向に向つてしまつて、まことに申訳ない次第でございますが、さうな経過でございますから、なお私にいたしつたお話をいたしまして、その結果またあらためてお答えを申し上げたいと思ひます。

○川村委員 實は前の商工省、今の通産省が強くつたといふやうなことは私も聞いております。私が調査をし、また他から情報をつたところによりまして、通産省でメーカを呼びつけ、お前は農林省に移管することに賛成かどうか。そう言つて圧迫を加えた。そうして通産省に置くことに賛成しなければ、さも今後の割當について心するぞといふやうなことをほのかかしたといふやうなうわさを聞いておるのではありません。実は水産資材の行政に取上げておつたのであります。メーカに關係のありますところの五島君は、多数のメーカの代表を第五國會において委員會に連れて來たのであります。そうして私が所管に當つておりましたので私に對して、メーカはこの通りであるから水産委員とすればぜひやらなければならぬといふので、メーカも一致してあなた方に折衝したのではありません。もちろん農林大臣にもその旨を訴えたのであります。ところがその後先ほど申しましたやうな、通産省——その当時の商工省であります——が、商工省のやり方と、さらにメーカに不正があるといふあのことからぐらぐらになつてしまつた。五島君のごときはあの問題は何かひとつお考

え願ひたいのだがという、非常な、何と言いましようか、先の意見とはまったくかわつた弱みになつたのであります。それに虚を得たのが通産省だと考へております。しかしやしくも安本長官は公平な立場から、漁業資材に關する限りはこの所管に移すべきかといふ公平な立場で御判断を願ひなければ、いろいろ内容のあることをいつまでも心配されては、すべての行政の一貫、行政の最善を盡すことができないといふ強い信念のもとに、一日も早く御決定を願われんことを切に願ひすると同時に、私の聞いた範圍、調べた範圍の情報をお知らせする次第であります。

○夏堀委員 統制撤廃の問題、補給金打切りの問題、これは今度の当水産常任委員會において、非常に大きな問題として取上げています。補給金の打切りの問題は閣議において対立しておる。安本長官はまかせてくれと言つても、他の閣僚はまかせてくれと言つても、他の閣僚はまかせてくれと言つても、まかせてくれと言つても、この内容について十分に調査研究しての結果であれば、權威ある閣議であるからわれわれも安心してまかせておいてもいいだらうと思ひます。けれどもこれがまことに不安にして、どうも安心してまかせておかないのだという点があるから、この水産常任委員會においてこれを取上げたのであります。たとえば、ちよと二十日ばかり前でありました、この問題は非常に大きな問題です。から、農林大臣と會つてじっくり意見を聞こうじやないかといつて、いろいろ意見を交換をいたしました。なかなか大藏大臣は強硬にじてわれ／＼の手

にはどうも負えない。そのうちにマニラ麻の分は譲歩してもよろしいんだが、綿糸の分をなんとか考へてくれぬかという交渉の顛末をちよと伺つたのであります。私この内容を聞いて驚いた。今各委員から説明しておる補給金打切りによつて生ずる六〇%の生産減、あるいは失業問題、この中で最も多数を占めておるものはマニラを使うところの以西底びき、以東底びきである。そうしてこの生産は大抵どのくらいあるかといふと、私の考へでは三五%くらいじやないだらうかと思ふ。これは全生産です。これが事実上壊滅状態になるといふことを知つておるか知らないのか。これは知らずに言つたに違ひない。もし知らずに言つたやうな、譲歩しようといふことを農林大臣みずからおつしやつたとすれば、それはもう水産に對して全然まだ御調査になつておらぬといふ点から見ても、商工大臣の御意見もあつたのでしようが、すべてが水産に對する知識を持つていないのだ。そういう方が閣議でいかに論議したところで、割切れるはずがないだらうと思ひます。そのため水産常任委員會においてこの問題を取上げたのであります。私も主張するところは、経験から割出した、最も正しい意見であるといふことをはつきり申し上げておきます。もしこれを一歩誤つたならば、事実上日本の水産は壊滅状態になるということでありませう。それがしば／＼各委員から論ぜられたいわゆる自立経済——ドッジラインとかさういふ関連性において自立経済に相反する方向に行くんじやないだらうか。いわゆる破壊経済に持つて行かれる心配があるだらうといふことであ

らお答え願ひたいのであります。なお將來どういふやうになるかという点も、どうかお答えを願ひたいのであります。

○水産委員會會議録 第二十七号 昭和二十四年九月十二日

第一類第十二号 水産委員會會議録

第一類第十二号 水産委員會會議録

ります。昨日もいろいろ質疑應答のときに私申し述べましたが、これは大きな政治問題である。失業問題、生産減、これほど大きな問題はないのである。それでただ大蔵大臣の所管の財政面から見ただけのそれによつてこれを断ずるという事は当然ない、こういうことを私申し上げました。その通りであるだろうと存じます。水産常任委員会がこれほど熱心にこの問題を取上げて審議することは、ただいま申し上げたように、閣僚諸公は水産に対して十分なる経験も認識も持つておられぬのである。ために心臓の強い方が勝つおそれが多分にあるということです。それで簡単に片づけられたんではたいへんなことになりまして、十分に大蔵大臣においてはその認識を深め、そして安本長官は大体私どもの味方のように考えておられますけれども、まだはつきりしない点があるいはあるかもしれないと存じましたので、本日この委員会に御出席を願つたのでありまして、各委員の申されることを十分に御聴取になつたことと存じます。繰返して申し上げますが、この問題は些々たる問題ではありません。大きな政治問題化するといふことであります。失業問題、生産減、そして壊滅状態になることは決して経済の自立の線に沿うものではないのだ。この点を御記憶を願いたいと存じます。次の閣僚の御出席の際には、水産常任委員会は意見をあげて——大した金額ではないのでありますが、その程度の金額によつて大きな政治問題化する、それをどつちをとるかといへば、結局この大きい方はこれ

かぬと言つておるのは当然だろうと思ひます。もしそうじゃなくして、どうしても補給金の打切りをすることになつたならば、それは政治家としてやるべきことではなくて、結果として恐るべき事態に突入することを私どもはここに言明しておきます。

なお統制撤廃の問題であります。これは何ら論議の余地はないのであります。して、砂間君が生産者のために云々とか言つておられますけれども、これは統制を撤廃することによつて自由の競争になるために、消費者が安いものを食へて、生産者は、安くなる場合もあるだろうけれども、反対に高いものをつくる場合もあるといふことになりまして、結局統制撤廃は、自然の競争の勢でそういうふう整理、調整されるというものであつて、今のうちに、統制によつて中間のボロイもつけをする者が整理されるということになります。これは関係筋の方という御折衝になつておるのであります。御折衝に、これまでしばしば行われた関係筋の方との御折衝は、ほんとに正しき理論のもとに、信念と責任を持つてその衝に當るならば、いかに現下の情勢下においても、それが正しい政治であるという断定が下されなければならぬ。だろうと思ひます。最後に行つて政府がこの責任をとるのだ、どうぞまかしてくれろという一言があつたならば、それでもまかせることはできないといふようなことではないだろうと思ひます。そうして政府が強くこれを主張することによつて、國民は必ずこれに對して協力するであらう。その協力態勢をもつてこの経済を正しい軌道に乗せることを正しき政治であると

私は考えております。統制撤廃問題はすでに事務的な折衝を離れております。政治的に安本長官はもとを腰を据えて、眞にわれ／＼の責任においてこれを軌道に乗せ、われ／＼の責任においてこの結末をつけるのだ、まかせてくれろというふうな、もつと強力な政治力を展開されんことを希望するものであります。

○農村委員 先ほど川村委員から漁網の生産配給の所管一元化の点について、安本長官にお尋ねがありました。安本長官から御答弁がありました。私はいま一段と責任のある御答弁を承りたいと思ひます。確かに第五國會で、この水産常任委員会において、安本長官から、この一元化を実現するといふ言明があつたように承つておるのではありませんが、それは別といたしまして、ただいまの御答弁によると、所管兩省の間に妥協がつかないから、どうもしかたがなかつたという御答弁であります。それでは責任のある政府御当局の答弁ではなからうと思ふ。一元化がどうしても必要だといふことであるならば、あくまでも政府の責任において一元化を実現させるのが当然であります。またその線に沿つて御答弁あつてしかるべきと思ふのであります。つきましては、二元化しておるがために今日いかなる困難を生じておるかといふことについて、なかつつ込んで申し上げまして、長官の御答弁を煩わしたいと思ひます。実は第二・四半期の漁網のチケットが全国的に現物化が困難になつておるのについて、水産常任委員会において、四、五日前からこの問題を取上げて連日審議をし、今日

長、水産庁の資材課長以下関係の方々を煩わして、根本の原因を追究すべくお越しを願つておるわけでありまして、これはいづれ明らかになります。根本の原因は所管が二元化しておるという点であります。水産庁の方では、ただ漁業者に対する漁網のチケットの割当のみをやつております。従つてメーカールにおける漁網の割当、あるいはメーカールにおける現在の漁網の手持数量、それらのことについてはほとんどわかつていない。これはもちろん両方の所管において十分の連絡があるべきはずであります。残念ながら実際ににおいては連絡がないのであります。それで今日問題になつておるのであります。またメーカールにしまして、水産庁には何ら関係はない。従つてチケットは出されても、そのチケットがいかなるメーカールにどういふ経路で渡つて行くか、水産庁は関係しておらぬ。メーカールに対しては綿業課の方で関係しておる。チケットの方は水産庁の方で勝手に出しておるのであるからして、メーカールに対するチケットの分配はどうなつておるか、今度は綿業課の方はわからぬ。こういうふうな、實際面においてははた不合理な現状に立至つておる現在においてメーカールにおける手持数量が明らかにならなかつたがために、過去三日間調査をやつてい

るわけでありまして、こういう点は一元化であれば何ら煩わしいことはないであります。いろ／＼な統制資材のやみ流しがありますが、綿糸、綿漁網のやみ流しは、全國で一番注目的であり、従つて犠牲が多い。官庁の係官もひつぱられておる。またメーカールの工場の者もひつぱられておる。代議士もひつぱられておる。そういうことの起つた根本原因もまた二元化しているがためであり、両方とも取締りに十分に手が届かぬといふところにあると思ふのであります。すなわちこれは、一元化をいまだに実現しない政府に責任があると思ふので、この際政府はいかなる方針を持つてゐるか、いつになつたら一元化を実現されるお見込であるか、責任ある御答弁をお伺いしておきたいと思ひます。

○青木國務大臣 ただいまの御質問なり、前の御質問なり、御質問の要旨は私もよくわかります。但し、私が申し上げたいのは、本問題における皆様の御要望がその通りに達成せられれば、その決定に対しては承服するが、そうでなく、商工省の言いが相當に強いという場合においては、それは承認でなぬ、自分たちの利害と一致せぬといふような意味であるならば、この問題はなかなか解決しにくいのであります。もし一元化するといふことについて、從來商工省がやつてゐる点ではおもしろくないのだ、それではうまく行かないのだ、だから自分たちの希望通りに決定しろといふことであれば、中間に介在する者としては、なか／＼その通りにはできないといふことが現実であります。そこで私がとおつてい

められたいということになつておるの
でありまして、商工省もなか／＼譲ら
ない、また農林省関係においても譲ら
ないということ、途中で私にまかせ
られた形になつておりながら、実はま
かせられていないのだ、こういうこと
になつてゐるということ、これを正直に申し
上げたのであります。むしろそれであ
れば、この委員会の代表の方なりが、
農林大臣あるいは商工大臣にお会いを
して、あなたの方の御主張になつてゐる
ところについて、もう一ぺんお聞きを
願へば、むしろ私から申せば幸いで
ありまして、ともかくも長々從來やつ
て来たという歴史的な関係があり、ま
た生産の面において商工省に、それか
ら消費、使用の面においては農林省に
というふうなことで、簡単にこれが決
定されるものならば、これはまことに
けつこうなることなんでしょう、そう簡
単でないところに問題が存するのであ
りまして、私の苦心も実はそこに存在
いたしたのであります。なおこのほか
に実は農機具の問題と、二つの問題が
依然として残されておるわけで、こ
こには直接関係はございませんけれど
も、皆さんおそろしく御承知のことであ
ろうと思ひます。でありますから私
が、余分なことに今となればなつてお
るかもしれないが、一應両大臣にお
話を申し上げて、もう一ぺん——この
問題はおそろしく来るべき臨時国会にお
いても当然問題になるだろう、こうい
う私の予想のもとに、また皆様の今日
の御要求を、私はこの間の関係ではこ
ういう行き道であるから知らぬといふ
ような態度はとりません。なお私から
もう一ぺん話してみまして、そうして
その結果どういふふうに処置するかと

いう問題について、また両大臣の意向
をもお伝えしたい。こういうこと、先を
ほど申し上げた次第でありまして、決
して責任のがれだとか、あるいは無責
任な言動をしておるものとは、自分は
考えておりません。経過から申せばさ
うなわけでありまして、どうか今
日のところではさうに御了承を願ひ
たい、こういうことでありまして。
○農林委員 私のお尋ね申し上げたこ
とは、政府としては、漁網の生産配
給は一本で所管すべきだといふお考え
であるのではないか。そうであるとし
れば、政府の責任としてこれを實現す
べきであるのではないか、こういうお
尋ねでありますから、安本長官として
の御答弁はそれでいいのかもしれませんが、
一方國務大臣の御答弁としては、
私は不満足であると思ひます。しかし
これ以上お尋ねしてもいたし方ないの
で、いづれ吉田總理大臣にでもお尋ね
いたします。

○小松委員 私はこの際安本長官に、
水産関係の災害復旧についてお尋ねし
たいと思ひます。近來相次ぐ災害の被
害がいかに大きいかというところ、その
数字等については、すでに長官もおわ
かりのことと存じます。ことに最近の
キティ台風の被害は、今までの災害の
ごとくたゞ降雨によつての被害だけで
なく、あの台風は海岸地帯の激浪によ
るの被害がきつて甚大なるもの
があるのではありません。八十、九十の
人でさえ、未だかつてかような大波の
打寄せたことを知らないといふような
波が押し寄せて来まして、ほとんど海
岸地帯の漁港、船だまり等は壊滅した
しておるのであります。ことにこれら
の漁港、船だまりの被害をさらに大き

くしたものは、一つは今までの災害復
旧の工事が半ばであつた、完成しな
かつたといふような点が、さらにこの被
害を大きくしておるようになつてゐる
のであります。かような点は、災害復旧に對
するところの政府の御処置が非常に手遅
れであつたといふ原因を、私も追
及しなければならぬと思ふのでありま
すが、それはさておきまして、これらの
災害に對していかなる御対策を立
てられておるか。ことに公共施設の
かような災害に對しては、私は今ま
でのような國庫の僅少な補助額でなく
して、ぜひともこの際は全額の補助を
お願いしたいと思ふのであります。
ことに水産関係に對してさうな点を
私が強調いたしまするゆゑは、私ど
も今日ここに漁業法の審議をいたして
おりますが、この漁業法のうちには、
今回國が漁業権を買収せんとするところ
の補償費、そののみならず國の行政
費まで、水産関係の者が免許料ある
いは許可料によつてこれを納付しなけ
ればならぬような状態に相なつておる
のであります。かような漁業法の精神
から行きますと、重税に重税、過重
の税金にひとしいこの免許料をおとし
になるならば、水産関係の施設に對し
ては全額の補助があつて当然のことと
私は思ふのであります。今までのよう
に國が五割、その他地方において五割
といふような補助額であつては、現在
の府縣の財政といひ、あるいは地元町
村の財政といひ、とうていいたえられな
い実情にあるのであります。ことに地
方、地元町村の負担するものは、そ
の多くは町村が負担するものでなくし
て、今までの漁港、船だまり等につい
ては、漁業会が大半これを負担してお

るのであります。その漁業会は、すで
に漁業権が漁業会の手から離れて、そ
うして今までの漁場料の収入等によつて
かような負担ができておつたものが、
さうな負担が今後ではできないような
実情に置かれておるのであります。さ
うな際でありまして、特にそれ
らの全額補助については、長官に私は
最善の御努力をお願いしたいと思ふので
あります。また資材の問題であります
が、漁港、船だまり、船等を流失したと
同時に、この漁網その他漁具を大半流
失しておるのであります。これらの漁
具あるいはロープ等に対して特配を急
速にしたいと思ふのであります。そしてこれら
の特配に對しては、漁業家はい
れども資金難で資金に悩んでおるの
であります。さうな際でありまして、
ら、願くば政府資金の融資の道はな
いか、こういう点についても御考慮を
願ひたいと思ふのであります。長官の
御意見をお伺ひしたいのであります。

○青木國務大臣 キティ台風によると
ころの船だまりあるいは漁港、こうい
うものの破砕、被害、そういう問題に
ついて、國家が全額補助しろといふお
言葉でございます。はたして全額にな
りますかどうかといふことは、私がこ
こで保障することはできませんけれど
も、しかし私どもとしては、いろ
いろ陳情も各方面から受けております
し、全力をあげまして、できるだけ
このことのすみやかに達成されるよう
努力をいたしたいと存じております。
それから台風被害等に対する資金等
をすみやかに出せ、これはまことにこ
もつともな話でありまして、そのこと
のために実はわれ／＼も非常な努力を
いたしまして、一日もすみやかにそれ

が使えるように、應急措置としてはど
うするかといふたようなこともこれま
で相談をし、その決定を急いだ次第で
ありまして、二十一億がすでに決定済
みであることは御承知の通りでありま
す。なお足りない部分につきましても
考慮いたしたいといふような考えでた
だいまおりますし、御承知の通り、
この台風についての早速の措置とい
しましては、公共事業費中からこれ
を出す。これをすみやかに役立てて災害
の復旧をいたしたい、こういうこと
であります。それらの点についても、い
ろいろとわれ／＼はその手続をとり運
んでおる次第でありまして、建設大臣
も群馬縣から長野縣、あるいは富山縣
とも聞いておりますが、各方面に実
地調査に参りました。私も先週は他の
方面——栃木縣方面へ参つてこの被害
の状況を調べたような次第でありまし
て、特に漁港、船だまりの問題につ
いて、閣議におきましても私の今日承
りましたことを、特に明日発言いたし
たいと存じます。

○小松委員 資材の特配はぜひ御配慮
をお願いしたいと思います。
○青木國務大臣 資材の点もあわせ
て……
○石原委員長 質問は盡きたようであ
ります。この場合委員長より安本長官
に希望を申し述べておきたいと思ひ
ます。

第一の資材の補給金の問題でありま
すが、われ／＼は委員会を代表して、大
蔵大臣並びに黨の首脳部に痛切に懇談
をいたしたのであります。しかるにそ
の場合における大蔵大臣の態度は、全
然水産に理解を持たないといふ感じを
強く受けたのであります。これがこ

のままに終る場合は、必ず第六國会には政治問題になることは明らかであります。またこの綿糸資材の所管の問題であります。これは日本の國の産業経済を建て直すところの一つの大きな問題であります。ただ業者の折合いとかという問題でなく、いわゆる経済安定の本部であるところの青木安本長官においては、どの部門に漁業用の資材は所管せしむべきであるという、根本的な方針を立ててもらうことを強く要望するものであります。その点が確固たるすべての産業に対する重要な問題であると私は信ずるものであります。ただ中間の労をとるか、仲裁の立場に立つとかいう問題では断じてないと思ふものであります。この点もややともすれば第六臨時國会には、水産の重大問題として政治問題となると私は信ずるものであります。どうかこの二つを特に御考慮を仰ぎたいのであります。元來水産行政なるものが長官制であつて閣議において水産そのものが直接に長官より主張がでないといふ制度の欠陥といふことについても御考慮を仰がなければならぬのであります。ただ農林大臣が所管のうちの一部として閣議で主張する、そのことがいろいろの変化及び不都合なる結果を來すといふことはしばしばあるのであります。かつて運輸省における魚船法案の問題のごときは著しいのであります。どうか安本長官におかれましては、日本のこの重要な水産業——御承知のように、どの方面も閉鎖されて、漁区はふさがれておるのであります。この場合に、しばしば台風の損害を受け、また金融が梗塞し、まったくここに水産は死地に瀕するといふよう

な状態に向つておるのであります。どうかこの点を特に御考慮あらんことを強くお願いいたします。私の希望とする次第であります。

○奥村委員 通産省の綿糸課長並びに水産廳の資材課長がお見えであります。先般衆議中の二・四半期漁網チケットの現物化の問題を議題にしていただきましたと思います。

○石原委員長 奥村君発言を願います。

○奥村委員 二・四半期の漁網の割当については、各メーカーにおける原料をもつてそのチケットに充てる、こういう御方針であるようであります。そこでその各メーカーの原材料の合計、それから二・四半期のチケット並びにそれ以前の未回収のチケットが大体見合うものであるかどうか、この点数字をもつて御説明願いたいと思ひます。

○佐橋説明員 ただいまの御質問にお答えいたします。第二・四半期の割当をいたしましたのは、五月末現在の還元数量に対して割当てしておりますので、その数字から申し上げます。

二十二年度の第二・四半期以來第一・四半期までの割当の総数量は五百四万五千九百九十三たまであります。これに対して現物化した数字、すなわち業者の方から購入資材が還元をして來まして、農林省を通じて私の方へ報告を受けた数字が四百四十四万五千二百九十三たまであります。従つて五月末のメーカー、製網業者あるいは燃糸業者における手持ち数量は六十万七百萬たということになつております。

○奥村委員 二・四半期以來第一・四半期までの割当の総数量は五百四万五千九百九十三たまであります。これに対して現物化した数字、すなわち業者の方から購入資材が還元をして來まして、農林省を通じて私の方へ報告を受けた数字が四百四十四万五千二百九十三たまであります。従つて五月末のメーカー、製網業者あるいは燃糸業者における手持ち数量は六十万七百萬たということになつております。それ以來この前の委員会において説明を求められました六月、七月の還元数量がわかりましたので、七

月末現在における業者手持ちを御報告いたします。第二・四半期の割当総数量は七十二万六千二百五十八たであります。六月、七月における還元総量は三十六万六千六百一たであります。それで前に申し上げました五月末の総割当量に今申しました七十二万六千二百五十八たを加えますと、今年の第二・四半期までに割当しました総量は五百七十七万二千二百五十一たになります。それから七月までに現物化した数量は四百八十八万六千八百九十四た、結局七月末現在における製網業者あるいは燃糸業者の手持ち数量は九十六万五千三百五十五た、こういう数字になつております。現在わかり得る一番新しい数字はこの数字であります。

○奥村委員 それでメーカーの手持ちは七月末現在合計九十六万五千三百五十五た、水産庁の方へお伺いいたしますが、二・四半期のチケットをこめて未回収のチケット全部はどれだけに

○石川説明員 二十四年の七月末現在の未現物化数量ですが、それまでの割当数量が四百七十七万四千九百九十三た、そのうち現物化数量が三百九十三万五千八百一十一た、あとちよと端数がつきます。差し引きまして八十三万九千八百三十七た、ただいま一番おしいに申し上げました数字が未現物化数量であります。さらにこの中に入つておりませんが、二十四年の二・四半期の割当は六十六万八千八たになつております。

○奥村委員 そういたしますと、水産庁の資材課長のお言葉では八十三万九千たまでが一・四半期までの未現物化数量、それから二・四半期が六十六万た、合計約百五十万たまで未現物化になつておるわけですね。そうするとメーカーの手持ちは九十六万た、これは七月末ですが、このほかになお割当があるのですか、お伺いいたします。数字が大分かけ離れて來ております。

○佐橋説明員 今の資材課長の御説明の数字は五月末の数字でありまして、私の申し上げましたのは今奥村委員の御指摘になつたように七月末の数字であります。大体六月、七月についての数量を私が説明いたしました。五月末の現物化数量に加えて申し上げますと、若干の食い違いはありますが、大筋においては、資材課長の未現物化数量に対する引合ひのものがあつて、こういうふうに考えます。こまかい点では多少数字の食い違いがあるように思ひます。

○奥村委員 この約二十万たの食い違いについては、いま一つお尋ねしたいと思ひますが、問題がこまかくなりましてのでまた別の機会に譲りたいと思ひます。ただ私がこの際特に申し上げ、なおお伺いしたいことは、われわれが今回これを取上げてお尋ねしたからこゝういふ問題が起つて來たので、もしわれわれ／＼水産常任委員がこれを取上げなかつたら、この両者の関係はいつ連絡がとれるのであるか。この二・四半期のチケットの数量については三・四半期から全然切りかへになるのだから重大な問題である。この打合せがすでに六月末にあつた。その六月の打合

会においてこの数字をお互いに持ち寄つて、大体こゝうなつてこゝうだからこゝうするといふ話があつたのならよろしいが、今われ／＼が九月になつてこれを

千たまでが一・四半期までの未現物化数量、それから二・四半期が六十六万た、合計約百五十万たまで未現物化になつておるわけですね。そうするとメーカーの手持ちは九十六万た、これは七月末ですが、このほかになお割当があるのですか、お伺いいたします。数字が大分かけ離れて來ております。

○佐橋説明員 今の資材課長の御説明の数字は五月末の数字でありまして、私の申し上げましたのは今奥村委員の御指摘になつたように七月末の数字であります。大体六月、七月についての数量を私が説明いたしました。五月末の現物化数量に加えて申し上げますと、若干の食い違いはありますが、大筋においては、資材課長の未現物化数量に対する引合ひのものがあつて、こういうふうに考えます。こまかい点では多少数字の食い違いがあるように思ひます。

○奥村委員 この約二十万たの食い違いについては、いま一つお尋ねしたいと思ひますが、問題がこまかくなりましてのでまた別の機会に譲りたいと思ひます。ただ私がこの際特に申し上げ、なおお伺いしたいことは、われわれが今回これを取上げてお尋ねしたからこゝういふ問題が起つて來たので、もしわれわれ／＼水産常任委員がこれを取上げなかつたら、この両者の関係はいつ連絡がとれるのであるか。この二・四半期のチケットの数量については三・四半期から全然切りかへになるのだから重大な問題である。この打合せがすでに六月末にあつた。その六月の打合

会においてこの数字をお互いに持ち寄つて、大体こゝうなつてこゝうだからこゝうするといふ話があつたのならよろしいが、今われ／＼が九月になつてこれを

取上げて、初めてお互いの連絡がついた。こゝういふことであるから、メーカーに対してはまたその他に対しても連絡もつかず、取締りも適当に行われぬと思う。結局これによつて漁網行政の所管一元化をわれ／＼は追求してゐるわけでありまして、これはただいまお越しになりました関係官に申し上げてもやむを得ぬところでありまして、深く申し上げませう。ただ私の希望として三日月以上かかつたということについては、はなはだ遺憾であります。その間の事情としては、どうやら行政整理によつて係官が首になつたとか、いろいろな事情もあり得るでしょうが、水産庁との連絡だけはもう少しとつていただきたいと思います。こゝうして計数をいつでも見せていただければならぬ、われわれもこゝまで何度も繰返してお越しを願ふ必要もなかつたのであります。その点今後御注意を願ひたいと思ひます。しかし問題は二・四半期チケットはおそらく依然として現物化困難であると思ひますので、その対策についていま一應責任のある御答弁を承つておきたいと思ひます。

○佐橋説明員 ただいまの奥村委員の御質疑に対して御返事を申し上げます。今説明をいたしましたように、大

体未現物化数量に対してそれに引き合ふだけの綿糸の現物というものは、一應メーカーの手持ちになつておるので、理想的に行けば行くわけでありまして、ただいま御指摘のように九月第二・四半期の切符というものは、第三・四半期から受注制に全面的に移行いたしますので、以後こゝういふしちめんどくさい問題は出ないかと思ひま

業者の希望、あるいは補給金の問題がまだはつきりしませんでしたに、安い綿糸を長く持ちたい気持は十分あると思いますので、二・四半期の現物化は従前のようにうまくは行かないと思います。それでこれに対して現在われ／＼が考えております案を御説明いたします。われ／＼の方としましては九月の末日に全メーカーに対して手持受注と申しますか、手持数量とそれから受注量、二・四半期までの切符を幾ら集めたかという報告を受けまして、これを集計して水産庁の方に移管いたしまして

○石川説明員 ただいま通商産業省の綿業課長からお話のありました、九月末現在のメーカーの手持数量を御調査の上公表される点は、実は前から水産庁の方から綿業課の担当官の方に申入れをしておいた事項でありまして、こうすることが全部の解決策にはなりません、こういう調査をして資材調整事務所を経て、漁網業者なりまたは販賣業者なり、その現在におけるメーカーの手持ち数量を公表することは、この問題の全解決策になると信じております。

て、各資材事務所でこれを需要者に対して公示していただいて、ここへ注文を受けに行くということをまず第一段にやつていただきたい、こういうふう
に考えております。

それから、さらに私は、もう少し考
えております点は、これは一應九月末
現在の第一回の調査でありますが、こ
れは引続いて十月末現在、十一月末現
在というようなくあいに、引続いて一

それから今度の農林省の水産庁で発券になる購入券には期限がありまして、十一月十日で一應それが無効になりますので、われ／＼の方としてはこの日現在で二・四半期の注文を受けていないものは、これをメーカーから取上げて調整用に使つて行きたい、こう

月ごとぐらゐに継続してやつて、これを公表するならば、相当漁業者にもはつきりしたことがわかるので、今のような第二・四半期の切符が無効になるというような問題は、相当解決できるのではないかと考えております。しかしながら今綿業課長の言われたよう

いう指示を出すつもりでありますので、現在考えております点は、今のうちに九月末で一ぺんメーカーの手持というものをぱつきりさせて、需要者に、もし十一月十日現在での在庫高を調べて、その綿糸を取上げるという措置を講じるならば、それはもつと抜本的な解決になると考えております。

そのあり場所を示して注文を受けさせる。同時に十一月の十日現在で注文を受けていないで綿糸を持つておるものは、これを取上げて調整用に使うというような方法で処置したいと思ひます。現在考えておる点はこの点であります。

○奥村委員　一應御当局の御答弁として承つておきます。しかし、ただいまの綿糸課長の、十一月の一定期日において残つた綿糸は取上げる。それを眞にやつてくださるならば、おそろくこれは一番強力な措置だろふと思ひます。しかし、なお念のため申し上げま

チケット拒否の問題は起らないだろう。その課長の方針が、今まではおそらく業者には徹底しておらぬ。どうか急速にその意思を御徹底になつていただきたいと思ひます。それでもなお私は困難な点があると思ひます。なぜかと申しますと、三・四からはチケットによつて業者は現物がとれるが、二・四の分は手持ちとチケットとのすりかえでありますからして、悪徳な業者においては最後まで逃げるだろう。それをよほど突いて行かねばならぬ。しかしこれ以上われ／＼は今これという電報が参つて、その資料も参りましたので、一應水産庁に提示しておきました。ただわれ／＼は、その資料や電報を提示いたしまして、これを実行に移してもらわなければ、ただ泣く者は漁民のみでありますので、長官におかれましては、もちろん自分の所管にあるところの資材の割当等には、御考慮していただいていることは承知しておりますが、さらにこの復旧資金の問題について、一体どういふ方法をとつていただくか、すなわち、算化するべきものはもちろん政府当局に

で論議する必要はないと思いますので、水産常任委員会としては、この二・四の現物化問題は最後まで関心を持ってながめておる。どうか官庁におききたいと思います。

いでも、そのおつもりでしつかりやつていただきたいと思います。私の希望を述べて、質問を終ります。

○石原委員長　これは、委員長としては、もう少し確なる申入れをするべく、案を立てて、そうして具体的な申入れをするように委員会はとりはからいいたしたいと思います。

○飯山説明員　ただいま川村委員から、最近の台風被害に対する資材、資金の hand について、水産庁としていかなる方針をとつておるかというようになる方針をありますが、御承知の通り、この対策といたしましては、一括して災害対策ということで政府が取上げるわけでありまして、われ／＼といたし

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○川村委員 先ほど小松委員から、今度のキティ台風によりますところの損害の問題につきまして、いろいろ予

ましては、水産庁單獨で予算を計上してとるということとはむずかしいのであります。従つて、現在としましては、手持ち資材の繰上げ配給と、それから予

算化しなければならぬ問題、あるいは資材の割当、配給に関する問題等が、るる力説されたのでありますが、安本長官は了承して行つたように承つたのであります。しかしながら、これを現実に取上げるところは、すなわち水産庁であります。先般私も、現地の者か

資金の關係は、とりあえずいわゆる漁業手形による。本日も地方の経過が参つておりますが、すでに相當の縣において漁業手形によつて資金の手当を講じておるといふような報告も参つておるのであります。私どもは、この際最も近道は、資金關係におきましては、

それから、予算を幾ら上げるかという
ことについては、これは公共事業開
係の船だまり、漁港の關係は要望いた
してあります。しかしこれは一般港湊
の關係もありますので、漁港、船だ
まりだけを上げるということは、遺憾
ながらできかねておるのであります。

目下それは折衝を重ねております。と
のくらい出るかということは、先般お
配りしまして、各台風に対する預金部
資金の数字を申し上げたかと思うので

ましては、ただいま二十一億というものであります。今日のキヤ・台風に丸くありまします。

のを安本長官も御説明になつたようであります。そのうちから水産の方にわけてもらふ。このわけ方は、各府縣別に大体の数字をわけて、その府縣の中において各産業別にこれをわけると、こういう仕組になつてゐるのであります。

は、幾らくをどこくの縣にどうと
いう取扱いは、遺憾ながらできかね
るので、なるべくその範圍において水

大藏當局にも要望しており、また、各地方においても、水産関係においてこれができるだけ取上げるように努力してくれ、こういうことを今やつておるわけであります。

○石原委員長　速記をとめてください。

〔速記中止〕

○石原委員長 速記を始めてください。

○川村委員 だいたい長官の御答弁では災害に対する問題の資金の解決は金融手形によるということですが、お説はごもっともでそうでなければならぬ、それが一番早いと私も考えております。しかし第五國會において資材資金の問題を心配して取上げた結果、積立金の計画をして、一時資金としてその倍額を出してもらう。こういうことでやつたのですが、これは私がこちらに来るまでに北海道はあまり廣過ぎて決定しておられないものか、どうも実行に移されておられないという現状であります。特に私がこちらに参ります前に拓銀の本店にもそれから各関係の支店にも寄つて聞いてみたところが、まことに不徹底であります。われ／＼はもうすでに自分に與えられた資金だけ出したのであつて、これ以上たとえ金を貸してくれといつて手形を書かれたところで第一にわれ／＼のわくが與えられておられないのであるから、今のところはわれ／＼の方ではいかにつばな計画を立てて参つても、それに應ずるわけに行かないというのが、先月の二十六日に私が出て来るまでの状況であります。もちろん、これについての説明等は、こちらから部長が行かれたからよく官庁には納得がいておられるかもしれませんけれども、まだ未端の漁業者にはもちろんのこと、資金関係を把握しておられるところの銀行にも徹底しておらぬというふうな状態で、そのことがまだ実現に移されておられません。そうこうしているうちに今度の災害で、それとは別個に大きな損害を受けたた

であります。従いまして現在の漁業がさらに災害を受けたとすれば、手形を書かれて金を貸してくれといつても、なおさら不安を持つて、金の貸出しにぶるのではなからうかということをお説は心配するものであります。従つてこれを心配のないようにして、銀行も安心して資金を出すということにするためには、ここで大きな根本的な手を打たなければどうしても実現不可能だ。そこで本委員会でも、これの対策の特別委員会をつくらうというふうな案も出たのであります。遺憾ながらそれが規則の上で許されないもので、國會の災害対策委員会を拡大して、そのうち水産関係だけにこちらの方で取上げるようにしようじやないかというふうに一應まとまつたのであります。これらも今漁業法の審議に當つておりますので、その時間的の余裕はありますから、その時の協議に移つておられますけれども、一日延ばせば延ばすほど漁民が困る状態にありますので、何とか水産庁長官が中心となつて、ここにそうしたような懇談会でも開いて、懇談会といひましてもわれ／＼とただ長官の懇談会でなく、金融機関その他関係官庁の方々も呼んで、第五回國會で取上げたような方法で、一挙に話をきめて実行に移すというふうな方法をとられるよう私は要望いたします。

○砂間委員 今の災害復旧の緊急を要する復旧資金に、つなぎ資金制度ないしは手形金融の制度、あの農林省で先般立案して全國でやらしてあります。少しは筋道が通ると思う。あの手形制度ないしはつなぎ資金制度は、漁民が船を持ち、網を持つて漁業をやつてお

まして、そうしてこれだけの魚がとれる。水揚げがこれだけあるという見込みのもとに一定の金額を申込みまして金を借りて行く。その返済は毎月の水揚げの中から一割以上を返済して行くという仕組みになつておる。しかしそれがしけを食つたり何かした場合などの不漁の場合があるというのを考慮いたしまして、加入者全体が共済基金を五分づつ水揚げの中から積み立てて行つて、そして不漁の場合危険負担にしようという制度になつておるのであります。この制度は漁民が漁具や漁船や漁網などを持つておつて、正常な漁業をやつておるという前提のもとに仕組まれ、その前提の上に立つて地方金融機関が金を貸してやるという仕組みになつておる。ところが今度の災害を見ますと漁船は流れまゝ、網はみんな波に持つて行かれてしまつて漁業ができません。漁業を始めるにしても、漁船を建造したり、新しく網を仕入れたら、船だまりをつくらうといふような、建設的な第一歩からやつて行かなければ、従来のような漁業はできません。そういう災害復旧の緊急資金として、あのつなぎ資金制度があるからそれでやつて行けといふようなことを申しまして、それはただ長官が責任のがれに言うだけでありまして、地方の金融機関が貸出しをすることはできない。ですから災害復旧の緊急資金といふのは、少くとも國の方で別に低利資金あるいは無利子の金だつたらなおかつてやうですが、そういうものを心配してやらなければ、災害を食つた漁民はとうてい復興はできない。再起不能ですが、つなぎ資金制度があるから、これを利用してやつて行けといふような

ことでは、水産當局としてはなほ不誠意というか、責任のない責任轉嫁の御答弁であるといふふうに私は考える次第であります。なおこのつなぎ資金制度に関連して言いますと、あれは実にずいぶん。ああやつて危険負担を水揚げの中から五分づつを積立たして行つて、その犠牲を漁民自身に轉嫁させるという制度です。これは実に老弱な、狡猾な行き方だと思ふ。ああいう危険負担はよろしく國家がやるべきで、この機会に災害保険制度あるいは漁業保険等の社会保障制度の確立ということを取上げて、ぜひとも眞剣にこの問題に向つて、早急に実現できようような方

○飯山説明員 だいたいの砂間委員のお説はごもっともの点もありません。しかしながら、私どもは現在何が一番困つておるかといへば、漁期中でありますので網を入れたる最中のものが流れたといふことであつて、これを救うのが一番先だと思ふ。もちろん船だまり漁港については、計画を立ててですに要求はいたしております。しかしこの要求を私どもの手だけで完全に実現するといふことはなかなか容易ではありませんので、先ほど川村委員からも建設的な御意見を拜聴したのであります。が、まことにけつこうな御忠言で、私どももできるだけこれに協力させていただきます。ただきいたと考へるのであります。また今の漁業手形がまつたく責任轉嫁の策であるといふような御見解については、遺憾ながら實際問題としてすでに数千万円のものが出ておるというふうな事実からいひまして、決してそういう

うような責任轉嫁とは申されないのであります。これは今の手形そのものが責任轉嫁だといふような点については、遺憾ながら賛成できません。それから私どもはもちろん責任を回避するものではないと考へておる。できるだけこれに努力するつもりで、責任の重大なことは自覚いたしております。従つて漁港、船だまりの計画は立てて、要求は現にしておりますが、それを今ただちに水産庁だけで実行できない感がありますので、私どもは責任があります。できるならばひとつ賢明なる砂間委員におかれまして、私どもに建設的な、かようにすべきだ、こういう具体案をもしお示し願へるならば、私どもはそれを実行する上において決してやぶさかではないのであります。どうにかひとつ具体的に、こうせよ、あるいはこうすべきじやないかといううな御見解も、あわせてひとつお話を願ひたい、かように希望する次第であります。

○夏堀委員 漁業手形のことですが、北海道とか東京都とかいう大地区においては、まだ委員会さえつくられないといふことを聞いております。青森縣の場合はもうとうに委員会もつくつて、大体七、八千万円ぐらいできておるであります。三回くらい委員会を開いて、活潑にやつております。ある地方では相当活潑にやつておる。ある地方はまだ委員会もつくらない。そういう大地区における漁業者は非常に不幸な立場になつておる。調整せんければならぬ、こう私は考へております。地方銀行が貸しぶると申しまうか、そうしたような面から、わくがあるとかないか。わくのある

すはないのでありますが、そういうような口実を設けて貸しふる。ために、委員会をつくることを回避するという点があるのじやないか、地方長官が会長ということになっておるようです、が、地方長官がこの委員会に出席して、いろいろ意見を述べるといふことはまずないようです。大体課長級が出るようです。これは実際にふさわしい、生きた仕事をするように、もつと活動に行動するような組織をやはり考えなければならぬじやないか。この間私は青森縣で、水産庁の方から会長は知事ということになっておるからやむをえないだろうが、副会長は日銀の支店長くらいをやつたらどうか、こういう意見を申しましたけれども、まあ中央の方からこういうふうになつておるから、まず部長くらいでいいんじゃないやなからうかということ、商工水産部長が副会長になつた。ところが商工水産部長も会議にほとんど出たことがない。課長級が出て大体やむを得ないというような始末です。これは、よく行つておる方でその程度です。東京都や北海道という廣い地域の所は、全然われ閑せずということ、結局その地方の長官がまだその内容がわからないのじやないかと考えております。いわゆる調整をとるために、またこれをもつと促進するために、何か中央委員会のようなものをつくつてこの調整をとる、あるいはこれを促進するというような方法も考えるべきじやないだろうか。そういったしませんが、いいところは非常に恵まれておるけれども、だらしないところろは地方長官がそういうようなスローモーションをやつておるために、地方の漁民は非常な不幸な目にあう。そういうこ

とになつておる。その点もどうぞひとつ、どういふ組織にすればいいか、これは私は注文はいたしません、中央にそういうような委員会でもつくつて、これを鞭撻し、調整をとるといふ方向に持つて行つたらどうか、こう考えております。その点も御研究をお願いしたいと思います。

○小松委員 私のお尋ねんとすることは、夏期君の質問で盡きておりますが、この際ひとつ伺つておきたいことは、この漁業手形に対して、往々聞くところによりますと、定置が幾ら、何の業種が幾らとかいつて、いろいろ割当をしてあるというようなことを地方で聞くのでありますが、水産庁から、何かそういうような指示でもいたしたようなことがあるのでございますか。

○飯山説明員 それは絶対にありません。

○小松委員 事実そういう問題があるのです。そういう点が非常に漁業手形の利用の障害になつておると思う。現に私の方にあります。それからその問題はそれとして、災害の問題であります、先ほど来いろいろお話のあつたごとく、ひとつ水産長官も、この問題ではふんどし締めて、公共施設に対してはあくまでも全額國庫負担という主張を貫徹させていただきたいと思ひます。それから委員長、水産委員会としても、この災害対策と今の問題につきましても、ひとつ水産委員会としてのまとまつた結論を出して、それから災害対策委員会の方へお願いするとか、また政府当局へ要望するとかいうようなお手配を願つたらどうかと思ひますが、一度御意向を伺ひます。

○石原委員長 それについて委員長の

意見を申し述べておきたいのであります、この委員会から災害対策委員が五名か六名出ておるはずであります。明日から委員会が開かれるのであります、それから、一應出席していただいで、そうしてこちらの御意見を聞いて、そうしてこの委員会の対策の基礎にしたい、こゝろ私は希望するのであります。その上でこつちとしての対策案を立てるということにするのが順当ではないかと思ひます。

な。明日は午前中に施行案の審議を終了してもらいたいと思ひます。さう御了承願ひます。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○石原委員長 それでは明日午前正十時から開会することにいたしました、本日はこれをもつて散会いたします。

午後四時五十九分散会

昭和二十四年十月二十八日印刷

昭和二十四年十月二十九日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷所